



KUSHIRO SHINKIN

D I S C L O S U R E 2 0 2 2



## 釧路信用金庫の現況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

## ごあいさつ

### MESSAGE

平素より釧路信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

地域の皆さまに、当金庫の事業内容や現況をご理解いただくため、本ディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和3年度における日本経済は、東京オリンピック・パラリンピック開催や9月末における全国的な緊急事態宣言等の解除により社会・経済活動において一時的に回復基調となったものの、感染力の高い変異株の出現による断続的な緊急事態宣言等の発出、半導体や建築資材・住宅設備機器の供給不足等の影響に加えて、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーや原料価格の高騰により、国内における経済環境はより一層厳しさが増しております。

管内におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による国内における社会・経済活動の停滞により、対面型サービスを主体とした宿泊業、飲食業で甚大な影響があったほか、日本製紙釧路工場の製紙事業からの撤退、道東沿岸で発生した赤潮被害、生乳の廃棄危機など、地域経済にも逆風が吹き続けた年となり、多種多様な産業において深刻な打撃を受けることとなりました。一方、釧路市では鉄道高架を核とした都心部整備の本格的な検討が開始され、十勝地区の大樹町では航空宇宙関連産業の育成や振興が進み、管内町村においても新規事業の立ち上げなど、地方創生の取り組みが着実に広がりを見せており、明るい未来を予感させる動きも多くみられました。

このような社会環境の中、経営理念である「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」のもと、令和3年度にスタートした中期経営計画である「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021～顧客創造の実践と永続性ある経営基盤の構築～」に基づき、「課題解決を通じた顧客創造」、「ウィズコロナ/アフターコロナ時代を見据えた永続性ある経営基盤の構築」、「顧客第一主義を实践できる人材の育成」の3つの重点施策に取組むとともに、金融仲介機能を通して「まちづくり・人づくり・夢づくり」に貢献し、地域の皆さまから、より一層の信頼を得るため、厳格なリスク管理・内部管理態勢の構築を図り、役職員全員が一丸となり地域での存在価値を発揮できるよう取組んでまいります。

今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月



理事長  
森村 好幸

## 目次

### INDEX

経営理念・基本方針・金庫の概要	1	人材育成	16
令和3年度事業概況	2～3	釧路しんきんのトピックス	17
釧路信用金庫と地域社会	4～5	当金庫の主要な事業内容・ 各種サービスのご案内	18
利用者保護への取組み	6	主な手数料一覧	19
当金庫における苦情処理措置・ 紛争解決措置等の概要	7	主な商品のご案内	20
リスク管理態勢	8	当金庫のあゆみ	21
コンプライアンス態勢	9	店舗一覧・地区一覧	22～23
中小企業の経営支援および 地域の活性化のための取組みの状況	10～11	組織・機構～役員～	24
金融仲介機能のベンチマーク	12～13	組織・機構～組織図～	25
地域金融円滑化に係る取組みについて	14	総代会等に関する情報開示	26～27
地域とのつながり ～釧路しんきんのCSR活動～	15	資料編	28～40
		当金庫の自己資本の充実の状況等	41～48
		不良債権等への対応	49
		開示項目	50



## 経営理念

この地域を愛し豊かな未来を創造します。

これは、私たちの哲学であり、思想です。釧路信用金庫は、この地域の人たちの相互扶助精神のもとで生まれ育まれた金融機関です。

私たちは、故郷であるこの地域を心から愛し、地域の発展とそこに住む人達の心豊かな未来のために、奉仕を続けることが使命であることを表しております。

## 基本方針

- 質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。
- 業績の向上に努め、健全で信頼される金庫を創ります。
- 確かな能力と豊かな人間性を兼ね備えた、創造的な人材を育成します。
- 生きがいのある職場を創り、職員の幸せと夢を育てます。

## 金庫の概要

(令和4年3月31日現在)

名 称 / 釧路信用金庫	会 員 数 / 14,924人
本店所在地 / 〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地 TEL 0154-23-0111	出 資 金 / 712百万円
創 立 / 大正14年5月	預 金 / 254,391百万円
店 舗 数 / 18店舗	貸 出 金 / 109,512百万円
	職 員 数 / 157人

## シンボルマーク



輪の中に、地域のシンボルである丹頂をデザイン化したもので、輪は地域とのふれあい、親しみの輪、円満を、丹頂は大空に向かって力強く、大きく飛翔する姿を表し、地域と共に大きく躍動、躍進する姿を表現したものです。

# 令和3年度事業概況

## 事業の方針および金融経済環境

令和3年度は、3ヵ年事業計画「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021～顧客創造の実践と持続性ある経営基盤の構築～」の初年度として、「課題解決を通じた顧客創造」、「ウィズコロナ/アフターコロナ時代を見据えた持続性ある経営基盤の構築」、「顧客第一主義を実践できる人材の育成」の3つの重点施策のもと、全役職員が一丸となり取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、ロシアのウクライナ侵攻による世界的な経済の停滞により、国内および地域においても社会・経済活動に大きな影響を及ぼすこととなりましたが、地域金融機関としての役割を果たすための活動を展開致しました。

具体的な取組みとしては、コロナ禍による非対面ニーズに対応したWEB完結型ローンのチャネル拡充や「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」の設置、「企業支援プロジェクトチーム」と「営業店」の連携による補助金申請等を含めた各種企業支援を実施致しました。また、令和3年11月に南支店を本店営業部内、令和4年1月に武佐支店を城山支店内に移転する店舗内店舗化を実施したほか、顧客接点機会が減少している中で、新たな顧客創造の役割を果たす場としての「お客さま相談室」を開設しました。ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、鶴居村との包括連携協定や商工組合中央金庫との業務連携・協力契約の締結など、地域とのつながりをより一層強固にするための取組みを実施しました。

令和3年度における日本経済は、東京オリンピック・パラリンピック開催や9月末における全国的な緊急事態宣言等の解除により社会・経済活動において一時的に回復基調となったものの、感染力の高い変異株の出現による断続的な緊急事態宣言等の発出、半導体や建築資材・住宅設備機器の供給不足等の影響に加えて、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーや原料価格の高騰により、国内における経済環境はより一層厳しさが増しております。

管内におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による国内における社会・経済活動の停滞により、対面型サービスを主体とした宿泊業、飲食業で甚大な影響があったほか、日本製紙釧路工場の製紙事業からの撤退、道東沿岸で発生した赤潮被害、生乳の廃棄危機など、地域経済にも逆風が吹き続けた年となり、多種多様な産業において深刻な打撃を受けることとなりました。一方、釧路市では鉄道高架を核とした都心部整備の本格的な検討が開始され、十勝地区の大樹町では航空宇宙関連産業の育成や振興が進み、管内町村においても新規事業の立ち上げなど、地方創生の取組みが着実に広がりを見せており、明るい未来を予感させる動きも多くみられました。

## 業績

預金につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により景気の早期回復が見通せない背景から、事業所においては手許余剰資金を確保する動きが続いたこと、個人においては緊急事態宣言等に伴う外出自粛による消費が抑制されたことなどが起因となり、法人・個人預金ともに増加傾向となったことから、期末残高は2,543億91百万円と前期比46億27百万円の増加(前期比+1.85%)となりました。

貸出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する「伴走支援型特別保証制度」を主体とした資金繰り支援のほか、不動産関連融資が堅調に推移したことに加え、積極的に情報収集や案件発掘に取り組んだ結果、期末残高は1,095億12百万円と前期比18億97百万円の増加(前期比+1.76%)となりました。

収益面につきましては、経常収益面ではコロナ関連融資による貸出金利息収入は昨年より増加したものの、金融緩和政策の長期化やウクライナ情勢の影響により有価証券利息は減少となりました。一方、経常費用面では人件費および物件費が減少したことから、与信関連費用2億28百万円、貸倒損失引当金83百万円を計上する中、経常利益は1億98百万円を確保、当期利益は前期比39百万円増となる2億19百万円となりました。

### ◎最近5年間の主要な経営指標の推移

	単 位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	千円	2,827,086	2,911,552	3,042,284	2,766,124	2,740,275
経 常 利 益	千円	270,761	204,402	119,855	251,396	198,563
当 期 純 利 益	千円	115,983	137,813	71,439	179,644	219,343
出 資 総 額	千円	705,676	705,197	704,622	719,309	712,603
出 資 総 口 数	口	1,411,352	1,410,395	1,409,244	1,438,618	1,425,207
純 資 産 額	百万円	9,574	10,026	9,622	9,838	9,552
総 資 産 額	百万円	229,877	229,944	236,463	267,935	277,363
預 金 積 金 残 高	百万円	218,992	218,940	225,387	249,763	254,391
貸 出 金 残 高	百万円	88,009	90,067	93,076	107,614	109,512
有 価 証 券 残 高	百万円	55,483	56,946	56,956	66,620	67,870
単 体 自 己 資 本 比 率	%	13.61	12.63	12.19	12.30	11.73
出 資 1 口 当 たり 配 当 金	円	20	15	15	15	15
役 員 数	人	14	14	13	13	13
うち常勤役員数	人	7	7	6	6	6
職 員 数	人	168	160	152	160	157
会 員 数	人	14,851	14,845	14,847	15,005	14,924

## 事業の展望および当金庫が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の長期化、ロシアのウクライナ侵攻問題や円安進行の影響などから、半導体・建設関連資材・住宅設備機器等の供給不足、エネルギーや各種資材の価格高騰等に至っており、景気の不確実性が一層増す中、設備投資等の前向きな資金ニーズは、当面限定的であるものと予想されます。

当地においては、人口減少が進んでいること、基幹産業である水産業にて恒常的な不漁が続いていることに加えて、昨年9月には道東沿岸で発生した赤潮により、サケ・ウニ・昆布・ツブ等が死滅し、管内における被害総額は約28億円となる甚大な被害を受けるなど、当金庫の営業環境・収益環境も一段と厳しさを増すものと予想しております。

このような社会環境の中、経営理念である「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」のもと、2021年度にスタートした中期経営計画である「釧路しんきん『飛躍への挑戦』2021～顧客創造の実践と持続性ある経営基盤の構築～」に基づき、「課題解決を通じた顧客創造」、「ウィズコロナ/アフターコロナ時代を見据えた持続性ある経営基盤の構築」、「顧客第一主義を実践できる人材の育成」の3つの重点施策に取り組むとともに、金融仲介機能を通して「まちづくり・人づくり・夢づくり」に貢献し、地域の皆さまから、より一層の信頼を得るため、厳格なりスク管理・内部管理態勢の構築を図り、役職員全員が一丸となり地域での存在価値を発揮できるよう取り組んでまいります。

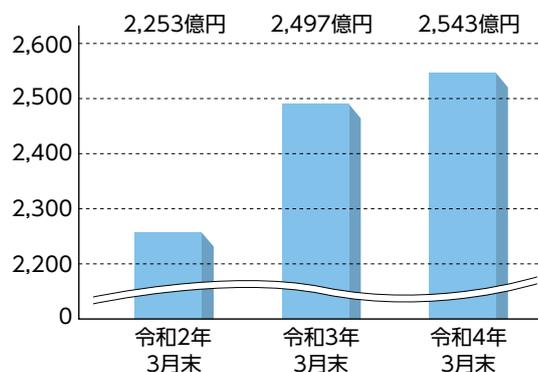
## 業績の概要

### 預金積金推移

預金積金 2,543億91百万円

令和4年3月末の総預金は、2,543億91百万円となり、金額では対前年度比46億27百万円の増加、年間増加率は1.85%と堅調に推移しております。

詳しくは4ページをご覧ください。

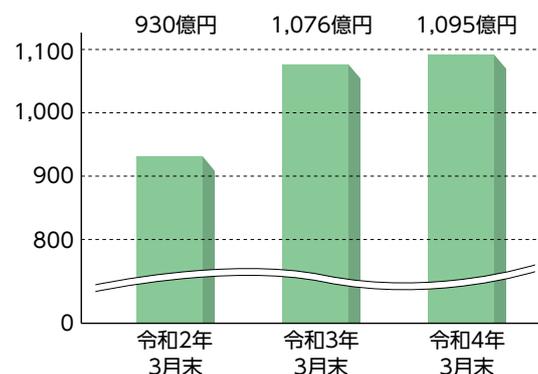


### 貸出金推移

貸出金 1,095億12百万円

令和4年3月末の総貸出金は、1,095億12百万円となり、金額では対前年度比18億97百万円の増加、年間増加率は1.76%となりました。

詳しくは5ページをご覧ください。



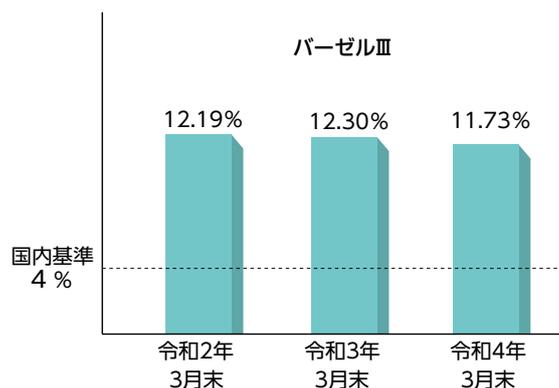
### 自己資本比率推移

自己資本比率 11.73%

自己資本比率は、金融機関の財務体質の安全性を示す評価基準であり、国内で業務を行う金融機関においては4%以上の確保が必要となります。

令和4年3月末の自己資本比率は11.73%と国内基準はもとより国際基準8%をも上回る水準を維持しております。

詳しくは41～48ページをご覧ください。



## 当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、釧路・十勝地区を事業区域として、地域の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、「この地域を愛し豊かな未来を創造します。」という経営理念のもと、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

※計数は、令和4年3月末現在のものです。

# お客さま

うち会員  
**14,924人**

## 預金積金に関する事項

### ◆地域からの資金調達

#### ◎預金積金残高【2,543億91百万円】

お客さまからお預かりした大切なご預金は、皆さまから信頼をいただいている証です。令和3年度におきましても、信用のバロメーターとも言える個人預金が1,705億円となりました。当金庫では、お客さまの大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えております。

今後も当金庫は、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努めてまいります。

なお、お取扱いしている主な商品については、本誌20ページをご覧ください。

支援サービス

ご融資

文化的・社会的貢献

## 文化的・社会的貢献に関する事項

- ① 地域行事への積極的参加
- ② 一店舗一貢献活動
- ③ 文化的活動への支援、参画
- ④ 釧路しんきん地域貢献表彰制度
- ⑤ 青少年の健全な育成等

## 今期決算に関する事項

徹底した内部経費の節減・効率化の推進を行う一方、積極的に不良債権処理を実施しました。令和3年度は、経常利益は1億98百万円、当期純利益は2億19百万円を計上する決算となりました。

また、自己資本比率は、11.73%と国内基準4%を大きく上回っております。なお、詳しくは本誌41～48ページをご覧ください。



預金積金  
出資金  
712百万円

 釧路しんきん

常勤役員数 **163**人  
店舗数 **18**店

## 貸出金(運用)に関する事項

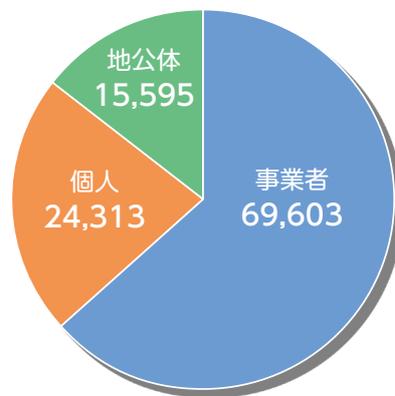
### ◆地域への資金供給の状況

#### ◎貸出金残高【1,095億12百万円】

当金庫では、地域の皆さまからお預かりしたご預金を、地域の皆さまの発展にお役に立つよう、幅広くご融資することで、地域社会へ還元しております。預貸率(預金残高に占める貸出金残高の割合)は、期末値43.04%、期中平均値40.71%となりました。

なお、お取扱いしている主な商品については、20ページをご覧ください。

#### ■貸出金残高構成 (単位:百万円)



## 貸出金以外の運用に関する事項

#### ◎有価証券残高【678億70百万円】

当金庫は、お客さまのご預金をご融資による運用の他に、有価証券等による運用も行っております。

有価証券運用は、国債等を中心に各種のリスクに配慮した安全な運用に努めております。

預証率(預金残高に占める有価証券の割合)は期末値26.67%となりました。

## お取引先への支援

当金庫には、中小企業、個人事業主の方を対象としたお取引先相互の親睦交流の場として「愛信会」があります。経済情報の提供やお客さま同士の情報交換による取引促進など、お客さま相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。

その他、中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、農業経営アドバイザー等の資格を有する職員を擁しており、お客さまへの情報サービス、相談業務等にお応えしております。

## 令和3年度 地域密着型金融の取組状況

につきましては、当金庫ホームページ

<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>  
に掲載しております。



# 利用者保護への取組み

## 顧客説明態勢および相談・苦情等への対応について

当金庫は、ご利用頂くお客さまを保護するため、ご説明を要するすべての取引や商品の内容につきましては、お客さまのご理解やご経験およびご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行っております。

1. 与信取引につきましては、ご契約内容等のご説明およびお客さまのご理解とご納得を得たご契約意思の確認を周知徹底しております。
2. 預金等の受入れにつきましては、ご契約内容等を記載した「商品概要説明書」等を店頭やロビーに備え置きし、適切な情報提供や預金保険制度等の重要事項についてのご説明を周知徹底しております。
3. リスク性金融商品につきましては、お客さまがその金融商品の仕組みやリスク等の重要事項を十分に理解するに足りるだけのご説明をするよう周知徹底しております。

お客さまからのご相談・苦情等につきましては、各店舗に設置の「お客さまの声ポスト」や、ホームページ上の「ご意見・お問合せコーナー」等を通じて申し受けており、公平・誠実な対応と迅速な解決に取組んでおります。

## 利益相反管理体制について

当金庫は、当金庫とお客さまとの取引に関して、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等および利益相反管理方針に従い、利益相反のおそれのある取引を適切に管理しております。

### 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 個人情報保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報等保護の観点から常務会直結の「個人情報保護管理委員会」を設け、当金庫役職員等における個人情報等保護の周知徹底を図っております。
2. 当金庫のパソコンに保存されるデータ等については、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティーポリシー）」に則りアクセスの管理・監視を実施しており、個人情報等の適切な管理と流出等の防止の徹底を図っております。
3. 郵便物等の発送・受領確認について検証方法の手順書を制定し、個人情報等の保護管理を徹底しております。
4. 個人情報等の「取得」「利用」「正確性の確保」「開示・訂正・利用停止」「安全管理」等に係る具体的な取組方針につきましては、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」として、当金庫ホームページならびに各営業店の店頭にて公表しております。



# 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」といいます。）を営業店または業務部で受け付けております。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

釧路信用金庫 業務部	e-mail: 当金庫ホームページ「ご意見・お問合せ」
住 所: 釧路市北大通8丁目2番地	投 書 箱: 全店に「お客様の声ポスト」を設置
T E L: 0154-23-9020	受付時間: 9時～17時（当金庫営業日）
F A X: 0154-24-2707	受付媒体: 電話、手紙、FAX、e-mail、投書箱、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」ならびに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記業務部にご相談ください。

名称	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	北海道地区しんきん相談所（一般社団法人北海道信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）が設置運営する仲裁センター等ならびに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名称	東京三弁護士会			札幌弁護士会紛争解決センター
	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所、または当金庫業務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>）をご覧ください。

## (1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、釧路弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

## (2) 移管調停

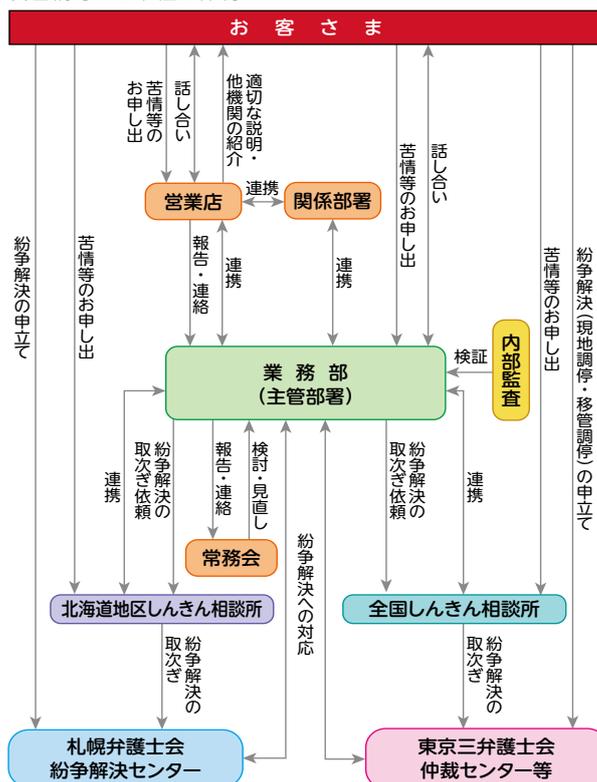
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。移管調停が利用可能な弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

## 7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、業務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および業務部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けておりますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しております。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしてまいります。

## (10) 苦情等への取組み体制





# リスク管理態勢

## リスク管理態勢について

金融の自由化、国際化および金融技術が急速に進展する中、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化、多様化しております。当金庫はリスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクの正確な把握と適切なコントロールを基本方針に定め、リスク管理態勢の強化を図っております。

## 各リスクの管理方針

### 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、内部・外部研修や審査トレーナーの継続的な実施、融資統合システムの導入などを行い、審査機能の強化に努めております。

### 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々なリスクファクターの変動により資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つのリスクを管理対象としております。

当金庫では、市場価格の変動に対して効率的かつ適切に対応するため、市場リスクの把握と資産・負債のバランス調節機能の充実・強化に取り組んでおります。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りができなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクがあります。

資金繰り対策としては、資金証券部を資金繰り担当部署とし、日々の資金繰りを管理しており、市場流動性リスクについては市場リスクの中で管理しております。

## オペレーショナル・リスク

### 事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故、不祥事件等の発生により損失を被るリスクをいいます。

事務部および法務監査部（監査グループ）による営業店への定期的な臨店事務指導や、立ち入り監査・店内検査等を通して、事務事故の防止と事務水準の向上に努めております。

### システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備あるいはコンピュータシステムが不正使用されること等により、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、コンピュータ事故防止対策としての安全対策を実施し、障害発生時の業務継続の対応策として「コンティンジェンシープラン」を制定しております。

### 法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切な取引慣行から損失を被るリスクをいいます。

法務監査部（法務管理グループ）による、コンプライアンス委員会の定期開催等を通じ、法務リスク管理の強化に努めております。

### 風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から、金庫に対するお客さまからの信頼が悪化し有形無形の損失を被るリスクをいいます。お客さまからの当金庫に対する信頼を維持することが不可欠であるとの基本認識に立ち、風評リスクに対する管理を行っております。



# コンプライアンス態勢

## コンプライアンスに対する当金庫の方針

当金庫は「コンプライアンス」を「社会的規範や、様々な法令や規則等の厳格な遵守」として広くとらえ、その徹底を経営上の最重要課題として位置付けし、誠実公正な業務運営を行いながら、地域における企業の発展や、そこに住まわれる皆さまの生活向上に奉仕する社会的責任と公共的使命を全うしていくことを、常日頃より心掛けております。

## 当金庫のコンプライアンス態勢

コンプライアンス統括部署としての「法務監査部(法務管理グループ)」は、コンプライアンス・マニュアルである「倫理綱領」の見直し、各種法令等への適合性検証(リーガル・チェック)、営業店への指導、研修の実施等を通じて、組織全体にコンプライアンスの浸透を図り、また、本部各部署および各営業店においては、コンプライアンスに係る「責任者(部店長)」および「推進責任者」を配置し、統括部署との連携を強め、日常の業務におけるコンプライアンスの徹底を図り、高い倫理観と使命感に基づくコンプライアンス態勢の整備強化を図っております。

また、関係法令等を遵守することにとどまることなく、反社会的勢力との関係遮断や取引の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策や資産凍結等経済制裁の対応等、態勢を整え積極的に取り組みを行っております。

## 反社会的勢力への取り組みについて

### 反社会的勢力に対する当金庫の基本方針

私ども釧路信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 反社会的勢力の会員からの排除

平成19年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との関係遮断や取引排除の態勢整備が強く求められております。

当金庫においては、上記「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、さらに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除することとしておりますが、当金庫の会員制度においても「当金庫の会員となることができない者」、「総代会の決議により除名となることがある場合」を定款において定め、会員からの排除を行っております。

#### I. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)
2. 次の各号のいずれかに該当する者
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

#### II. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
2. 加入申込時に、「反社会的勢力ではないことの同意書」でしていただく、左記Ⅰの「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

# 中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組みの状況

## 中小企業(小規模事業者を含む。以下同じ)の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組合組織である当金庫にとって重要な社会的使命ですが、加えて経営課題を抱えたお客さまへの経営支援についても、信用金庫にとって重要な役割であると考えております。

この経営支援に関する取組み方針の詳細につきましては14ページをご覧ください。

## 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

### 1. 当金庫の支援体制

当金庫は、地域金融円滑化のための基本方針を定め、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更のお申込み、経営相談等があった場合には、お客さまの抱えている課題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取り組んでおります。

平成24年11月5日付で中小企業経営力強化支援法に係る経営革新等支援機関の認定を受け、経営診断業務、事業計画策定・実行支援、経営改善計画策定・実行支援、国の認定制度(中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律等)の認定支援、販路拡大・マーケティング支援、創業支援、事業承継支援などの経営支援について、業務部企業支援グループを統括部署として、全ての本支店で相談を受け付けております。

また、より実効性のあるコンサルティング機能発揮のため、中小企業診断士4名、農業経営アドバイザー14名、FP2級取得者12名を営業店・本部に配置しております。

### 2. 地域課題である事業承継に対応した体制整備

事業承継支援体制を拡充し、地域課題である事業承継に対応するため、平成30年4月に一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワークと業務提携契約を締結し、業務部企業支援グループ内に「一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク 釧路オフィス」を設置いたしました。

## 中小企業の経営支援に関する取組み状況

当金庫は、中小企業のライフステージに応じて外部機関等との連携を図りながら、以下の経営支援に取り組んでおります。

### 1. 創業期・新規事業開拓の支援

- ①創業期・新事業展開期においては、営業店と企業支援グループが一体となって事業計画の策定支援や販路拡大支援などを行っているほか、株式会社日本政策金融公庫と連携し、創業計画書の共有化や合同面談などのワンストップ対応に努めております。
- ②新事業展開時における各種補助事業等の申請支援や、公的機関の支援コーディネートにも積極的に取り組んでおります。

#### 【創業期・新事業展開期における支援実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
創業・新事業支援融資実績	36件/531百万円	41件/451百万円	55件/544百万円
ものづくり補助金申請支援実績	1件	3件	5件
日本政策金融公庫との協調融資	19件/238百万円	9件/193百万円	13件/515百万円

### 2. 成長段階における支援

販路拡大支援(商談会等)や新商品開発支援の取組みとして、昨年度は以下の取組みを行いました。

- ①北海道「食ビジネスオンライン商談会」2022を共催しました。当金庫からは4事業者が参加し、ブランド力ある商品を百貨店・バイヤーにアピールすることができました。
- ②公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの全面協力の下、当金庫主催のビジネスマッチングイベントを実施しました。バイヤーとして伊藤忠商事やコープさっぽろが参加し、Zoomを活用した商談を行い、当金庫からは5事業者が参加しました。



北海道「食ビジネスオンライン商談会」2022

③商工組合中央金庫が主催する「海外販路創出オンラインビジネスマッチング」に、当金庫も連携事業の一環として参加しました。当金庫からは輸出に興味を持つ3事業者が参加し、既に具体的な商談に入る事業者もおりました。

### 3. 経営改善・事業再生等の支援

金融円滑化への適切な対応を行うため、営業店と企業支援グループが連携してお客さまの経営状況の把握を行うと共に、必要に応じて経営相談・経営指導等の経営支援活動に取組みました。

### 4. 事業承継の支援

一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク(旧名称:一般社団法人北海道事業承継センター)や中小企業基盤整備機構との連携により、事業承継個別相談会を開催し、経営者の皆さまの相談に対応いたしました。

### 5. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客さまの継続支援

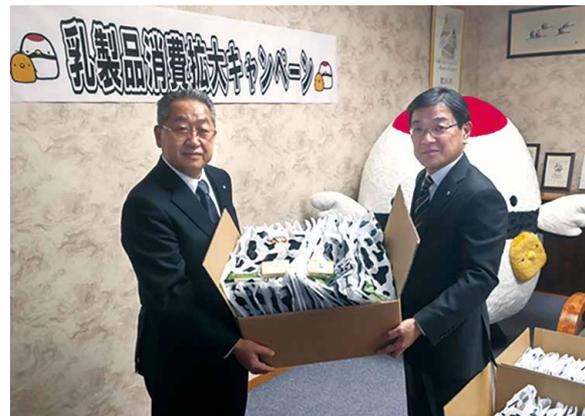
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けているお客さまに対し、金庫一丸となって各種支援を実施しました。具体的には企業支援プロジェクトチームと営業店が連携し、事業再構築補助金の申請支援を実施した他、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や「事業復活支援金」の周知および申請支援に積極的に取組みました。

## 地域の活性化に関する取組み状況

令和3年11月17日(水)、当金庫は「鶴居村との包括連携および協力に関する協定」を締結しました。

本協定は鶴居村と協力し、地方創生の推進や地域経済の活性化、地域の課題解決を図ることを目的に締結したものです。

連携の実効性を高めるために、本店営業部に設置したお客さま相談室を活用したWEB相談が可能な体制を構築しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で牛乳や乳製品の需要が落ち込み、年末年始には5千トンもの牛乳が廃棄される懸念があったことから、鶴居村から乳製品を購入し、消費拡大に向けた機運を高める支援も実施しました。



## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	81件	40件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.24%	4.08%
保証契約を変更・解除した件数	11件	4件

# 金融仲介機能のベンチマーク

## 「金融仲介機能のベンチマーク」について

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標のことで、平成28年9月に金融庁が策定・公表しました。

釧路信用金庫では金融仲介機能の発揮に向けた取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価できる「共通ベンチマーク」と、事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択した「選択ベンチマーク」、そして当金庫が自主的に策定したベンチマークを加えて「釧路信用金庫の金融仲介機能のベンチマーク」としております。

### 1. 共通ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和3年3月末			令和4年3月末		
当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数、および、同先に対する融資額の推移	メイン先数	836			916		
	メイン先の融資額	328億円			353億円		
	経営指標が改善した先数	514			527		
	経営指標が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	31/3 153億円	2/3 166億円	3/3 199億円	2/3 167億円	3/3 236億円	4/3 232億円
貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	条件変更先の総数	72			98		
	うち好調先	3			3		
	うち順調先	9			11		
	うち不調先	60			84		
金融機関が関与した創業、第二創業の件数	創業	41			55		
	第二創業	0			0		
ライフステージ別の与信先数、および、融資額		与信先数	融資残高	与信先数	融資残高		
	全与信先	2,621	726億円	2,315	749億円		
	創業期	224	79億円	202	78億円		
	成長期	154	72億円	163	69億円		
	安定期	1,211	449億円	1,334	457億円		
	低迷期	915	92億円	508	102億円		
	再生期	117	33億円	108	40億円		
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資額、および、全与信先数および融資額に占める割合		与信先数	融資残高	与信先数	融資残高		
	事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資額、および、全与信先数および融資額に占める割合	65	25億円	63	26億円		
	上位計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	2.5%	3.4%	2.7%	3.5%		



## 2. 選択ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和3年3月末	令和4年3月末
メイン取引先(融資残高1位)先数の推移、および、全取引先数に占める割合(先数単体ベース)	メイン取引先数 (融資残高1位)の推移	836	916
	全取引先数	2,621	2,315
	全取引先数に占める割合	31.9%	39.6%
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先数	事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先数	102	115
	上記の内、労働生産性の向上に資する対話を行っている取引先数	102	115
本業(企業価値の向上)支援先数、および、全取引先数に占める割合	本業支援先数	147	57
	全取引先数	2,621	2,315
	全取引先数に占める割合	5.6%	2.5%
本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	経営改善先数	45	19
販路開拓支援を行った先数 (平成30年3月期より集計開始)	地元内への販路開拓支援を行った先数	20	11
	地元外への販路開拓支援を行った先数	0	0
	海外への販路開拓支援を行った先数	0	0
事業承継支援先数	支援先数	29	26
取引先の本業支援に関連する研修等の実施回数、同研修等への参加者数、および同趣旨の取組みに資する資格取得者数	研修実施回数	6	8
	参加者数	57	54
	資格取得者数	4	4
外部専門家を活用して本業支援を行った先数	支援先数	40	6
取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	支援先数	132	52

## 3. 独自ベンチマーク

指標の説明	指標項目	令和3年3月末	令和4年3月末
本業支援等に関連して行政や支援機関と連携して実施した事業数	事業数	3	4



# 地域金融円滑化に係る取組みについて

## 地域金融円滑化のための基本方針について

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るため、本基本方針および金融円滑化管理方針を理事会において決議し、金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアルを定めるとともに、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者の任命および苦情相談窓口の設置を行っております。
- (2) お客さまへのきめ細かな金融サービスの提供を目的に平成14年度に審査部内に「企業支援グループ」を立ち上げ、平成30年度からは、企業支援グループを業務部内に移行し、経営改善支援や事業計画策定等の支援機能のより一層の向上を図っております。
- (3) 総務部においては、お客さまの事業価値を見極める能力を向上させる研修や勉強会を実施しております。

釧路信用金庫 ご相談窓口(業務部)	
電話番号	☎0120-025-946
受付時間	9:00 ~ 17:00(当金庫休業日を除く)
e-mail	kushiro.eisui@kushiroshinkin.co.jp

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等のお申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## 地域密着型金融に関する取組みについて

当金庫では「質の高い金融サービスの提供に努め、地域社会の繁栄に貢献します。」を基本方針の一つに掲げており、永年培われてきた当金庫の姿勢は、地域密着型金融の趣旨と相通じております。今後におきましても地域の特性や利用者のニーズ等を踏まえた地域密着型金融の諸施策を積極的に展開し、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

※具体的な取組み内容はP10~11をご覧ください。

※「地域密着型金融推進計画」の令和4年3月末現在における進捗状況はホームページ上に掲載しております。

釧路信金ホームページURL <https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>

# 地域とのつながり ~釧路しんきんのCSR (Corporate Social Responsibility) 活動~

## 釧路しんきん地域貢献表彰制度

この事業は昭和60年度から続いている助成制度で、優れた技術やサービス等を事業化させた企業を表彰する「新技術奨励賞」、まちづくりや教育・文化の振興、自然環境の保護、社会福祉向上活動を表彰する「地域貢献奨励賞」、地域のブランド化に貢献している活動を表彰する「地域のブランド化推進奨励賞」、地域の大学、高専に在学中の学生が取り組む「当地ならではの」「学生ならではの」の発想による研究・開発を助成する「学生研究奨励賞」の4部門となっております。

令和3年度は以下の6団体の方々を受賞されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年行っていた表彰式は実施せず、理事長・専務が個別に受賞者の方々を訪問し、記念品等の進呈を行いました。

### 地域貢献奨励賞

- 釧路鳥取てらこや 様
- 富士見坂キンレンカの会 様
- さわやか健康サロン 様

### 新技術奨励賞

- 株式会社リバーサー 様

### 学生研究奨励賞

- 釧路工業高等専門学校 ゲーム開発研究部 様  
研究テーマ  
「くしろプライド鮮魚～地元の魚をもっと知ってもらうためのアプリ開発～」
- 釧路短期大学 スポーツ栄養学ゼミ 様  
研究テーマ  
「氷都くしろにおけるアイスホッケー選手の栄養サポート ～コロナ禍におけるICTを活用した栄養サポートの試み～」



## 各種事業・ボランティア活動の実施

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、毎年実施している各種事業（新春文化講演会やくしろキッズタウンへの参加等）や愛国会行事（各営業店がお客さまとの親睦を目的に立ち上げた会）を中止せざるを得なかったものの、感染防止対策を徹底したうえで、主に屋外で下記のようなボランティア活動を実施しました。



弟子屈支店「中央商店街・弟子屈支店花壇花植え」



西港支店「仁々志別川河川清掃活動」

## 地域の皆さまから信頼される職員の育成

当金庫では、現場でのマンツーマン指導、階層別・職能別の各種集合研修を通じ、高度な業務知識、ノウハウを身につけ、地域の皆さまから信頼される「信用金庫人」の育成に努めています。

### 新入職員研修



新入職員研修では、金融実務の基礎、ビジネスマナー、接客対応、コンプライアンスなど、信用金庫人としての基本的な知識を身につけます。

### 各種課題解決支援研修



お客さまへの支援体制を一層強化するため、事業承継支援研修や創業支援研修等の実務に直結する研修を実施しております。

### 研修・勉強会



(資金繰り研修)



(名塚地域(まち)づくりアドバイザーとの意見交換会)

多様化するお客さまのニーズに対応するため、窓口業務や事業性(事業価値)評価融資などの研修・勉強会を開催し、自己啓発を図っております。

## 若手職員の声

### 本部

業務部 いわま ともよ  
**岩間 知代**

平成31年度入庫 北海道武蔵女子短期大学卒



私は、業務部で年金や保険業務、営業店の日常業務におけるサポート、お客さま相談室のアドバイザー業務を担当しております。現在は、高校生や大学生を対象に「金融教育講座」を開講し、成年年齢の改正に伴い「契約に関すること」や「金融トラブル」など金融知識を身につけることの重要性や、実際にローンのシミュレーションを一緒に行い、「お金を借りること」がどういふことなのかを伝えています。お客さまに「ありがとう」「助かったよ」と言っていたことももちろん嬉しいですが、営業店の業務をサポートし、少しでもお役に立てることができた時も嬉しく思います。今後も、様々な業務に対して知識習得に励み、遂行できるよう努力してまいります。

### 渉外係

城山支店 おおた しのぶ  
**太田 忍歩**

平成31年度入庫 釧路公立大学卒



私は現在城山支店で渉外業務を担当しております。日頃の営業活動では訪問回数の多さ、お客さまからの質問・要望に対するスピーディーかつ丁寧な対応を心掛けております。その結果お客さまに顔や名前を覚えてもらい、何かあった時に一番に相談していただいた時やお客さまの悩みを解決できた時にとってもやりがいを感じます。

今後もお客さまとの会話一つ一つからニーズを引き出し、Face to Faceの強みを活かした渉外活動に努めてまいります。

# 釧路しんきんのトピックス

令和3年4月

- 昭和支店開設20周年

5月

6月

- 第97期通常総代会開催【書面開催】

7月

8月

- 桜ヶ岡支店開設40周年
- 釧路市前副市長の名塚 昭・釧路短期大学生生活科学科教授(生涯教育センター長)が当金庫の「地域(まち)づくりアドバイザー」に就任

9月

- ビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」取扱開始

10月

11月

- 「釧路しんきんお客さま相談室」開設
- 鶴居村と「包括連携および協力に関する協定」を締結
- 南支店が本店営業部に移転
- 春採支店開設50周年記念

12月

- 商工中金と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」および「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結



第97期通常総代会



釧路しんきんお客さま相談室 開設



鶴居村と「包括連携および協力に関する協定」を締結

令和4年1月

- 企業総合補償保険「しんきん お店と事務所のほけん」取扱開始
- 個人年金保険「しんきんらいふ年金たのしみ未来」、学資保険「こどもすくすく保険」取扱開始

- 武佐支店が城山支店に移転

- 東北北海道「食ビジネスオンライン商談会」2022を共催

2月

- ゼネラル・パーチェス株式会社と業務委託基本契約締結(コストドック取扱開始)

- 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの協力の下、当金庫主催のビジネスマッチングイベントを開催

3月

- 株式会社クレディセゾン保証付「WEB完結ローン」導入
- 「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」設置

- しんきんの傷害保険「標準傷害保険」WEB加入システム導入

- 商工組合中央金庫との連携事業「海外販路創出オンラインビジネスマッチング」実施



商工中金と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」および「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結



# 当金庫の主要な事業内容・各種サービスのご案内

## 金庫の主要な事業内容

### 業務の種類

1. 預金および定期積金の受入れ
2. 資金の貸付けおよび手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証または手形の引受け
  - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
  - (5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務(除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務)
  - (6) 短期社債等の取得または譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理  
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行等
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理または媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)  
イ 金庫(信用金庫および信用金庫連合会)
  - (9) 次に掲げる信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)  
イ 信金中央金庫
  - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

- (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (12) 振替業
- (13) 両替
- (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15) 金融等デリバティブ取引((5)および(14)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (16) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(左記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
  - (3) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
  - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付および保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く。)
  - (5) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

## 各種サービスのご案内

種類	内容・特色
キャッシュサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫、郵便局および全国の提携金融機関のキャッシュコーナーで現金のお引出し等がご利用いただけます。
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫ATMでの入出金が一定時間内は手数料無料でご利用いただけます。
自動支払	公共料金、税金、各種クレジット代金等がご指定の預金口座から自動的に支払われます。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが、ご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。
ATM振込	ATMで全国の金融機関へ簡単にお振込ができます。同じ振込先へ繰り返しお振込になる場合に便利です。
年金自動受取	年金の支給日にご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。当金庫で年金をお受取りの方は、優遇金利商品などがご利用いただけます。
自動振込	毎月決められた日に一定の金額を、お客さまの預金口座から自動的にご指定の口座へお振込いたします。家賃や月謝のお支払い、仕送りなどに大変便利です。
為替	全国の金融機関を結ぶオンラインにより、迅速で確実な振込や送金、手形・小切手等の代金取立ができます。
貸金庫・保護預り	重要書類や貴重品などを安全に保管し、盗難や災害からお守りいたします。
夜間金庫	お店の売上金などを営業時間外や休日にお預かりして、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。
インターネットバンキングサービス	インターネット接続のパソコンや携帯電話から、残高照会や振込などがご利用いただけるサービスです。
ファームバンキング・ホームバンキングサービス	専用ソフトまたは専用端末等を使って、残高照会や振込などがご利用いただけるサービスです。
テレホンバンキングサービス	残高照会、入出金明細照会などが通話料無料でご利用いただけるサービスです。
テレホンファクシミリサービス(アンサーシステム)	お客さまのファックスに、振込入金などのお取引内容を自動的にお知らせするサービスです。
デビットカードサービス	お買物の際など、現金の代わりに当金庫のキャッシュカードで代金のお支払いができるサービスです。J-Debit加盟店でご利用できます。
公共債の窓口販売	国債の窓口販売を行っております。
損害保険の窓口販売	当金庫の住宅ローンをお申込みのお客さまを対象とした長期火災保険・債務返済支援保険・標準傷害保険等をお取扱いしております。
生命保険の窓口販売	ガン保険、医療保険、終身保険等をお取扱いしております。
しんきん電子債権記録サービス	手形・指名債権(売掛債権等)の問題を克服した新たな金銭債権です。
お客さま相談室	専門知識をもった職員が、経営相談(補助金・事業承継・M&A)、相続、登記、年金などの相談に応じます。

\* 上記以外にも、様々なサービスがご利用いただけます。詳しくは本支店窓口にお問い合わせください。



# 主な手数料一覧

## 主な手数料一覧 (令和4年4月1日現在)

各手数料記載の金額には、10%の消費税が含まれております。

### 振込・その他手数料

	金額の区分	窓口利用	ATM利用		インターネット バンキング
			キャッシュカード利用	現金振込	
釧路しんきん 同一店内あて	振込1口につき	3万円未満	220円	110円	無料
		3万円以上	440円	110円	
	代金取立	1通につき	無料		
釧路しんきん 本支店あて	振込1口につき	3万円未満	220円	110円	110円
		3万円以上	440円	110円	110円
	送金	普通扱(送金小切手)1口につき	1,100円		
	代金取立	1通につき	同地 隔地	無料 440円	
他しんきん・ 他銀行あて	振込 1口につき	3万円未満	660円	385円	330円
		3万円以上	880円	550円	440円
	送金	普通扱(送金小切手)1口につき	1,100円		
	代金取立	普通扱 至急扱	1通につき	同地 隔地	440円 880円 1,100円
その他手数料	送金・振込の組戻手数料		1口につき		1,100円
	送金・振込訂正手数料1口につき		釧路しんきん本支店あて 他しんきん・他銀行あて		440円 770円
	取立手形組戻手数料 (ただし、他所取立したものに限り)		1通につき		1,100円
	取立手形店頭呈示料 (ただし、取立費用が1,100円を超える場合は実費をいただきます)				
不渡手形返却料 (ただし、他所取立したものに限り)					

### 手形・小切手用紙代金

約束手形帳	1冊(50枚)	2,200円
為替手形帳	1冊(25枚)	2,200円
小切手帳	1冊(50枚)	2,200円
マル専手形用紙	1枚	1,100円
借入専用手形用紙	1枚	880円

### 貸金庫利用手数料(年額)

本店・帯広西

1	種	16,500円
2	種	27,500円

愛国・昭和・帯広

1	種	16,500円
---	---	---------

### 各種証明書発行手数料

預金残高証明書	1通につき	550円
融資残高証明書		
監査法人特定様式	1通につき	3,300円
融資証明書	1通につき	11,000円
取引証明書	1通につき	5,500円

### 再発行手数料

通帳	1冊(枚)につき	1,100円
証書		
C D カード		

※視覚や手などに障がいがありATM操作による振込が困難なお客さまは窓口で振込が可能です。  
また、手数料は上記ATM利用(現金振込)でご利用いただけます。ご来店の際には「障害者手帳」をご持参願います。  
※インターネットバンキングにはファームバンキング・ホームバンキング・テレホンバンキングを含みます。  
※ATM振込について土曜日14:00以降および日曜日、祝日はATM振込手数料のほか別途110円の手数を申し受けます。

### ATM利用手数料

〈釧路しんきん〉のカードによるお引き出し・お預け入れ*	平日	無料	土曜日 14:00以降	110円
	土曜日 14:00まで		日曜・祝日	
〈他しんきん〉のカードによるお引き出し・お預け入れ*	平日 18:00まで	無料	平日 18:00以降	110円
	土曜日 14:00まで		土曜日 14:00以降 日曜・祝日	
〈北海道銀行〉のカードによるお引き出し	平日	無料	土曜日 14:00以降	110円
	土曜日 14:00まで		日曜・祝日	
〈他金融機関〉のカードによるお引き出し	平日 18:00まで	110円	平日 18:00以降	220円
	土曜日 14:00まで		土曜日 14:00以降 日曜・祝日	

※お預け入れは、平日18:00までとなっております。なお、店舗によっては営業時間が異なりますのでご注意ください。

### その他手数料

当座預金口座開設手数料	1件につき	11,000円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円
マル専当座開設手数料	1件につき	5,500円
夜間金庫使用手数料	1契約につき月額	27,500円
夜間金庫専用入金帳代	1冊につき	5,500円
キャッシュ・サービス利用手数料	他金庫・他行ネットサービス利用時1件につき	110円
	時間外利用時1件につき	110円
テレホン・ファクシミリサービス (アンサーシステム)利用手数料	基本料月額	1,100円
為替自動振込手数料	1契約につき	契約時 1,100円
ファームバンキング手数料	1契約につき月額	2,200円
ホームバンキング手数料	1契約につき月額	1,100円
WEB-FB基本料	1契約につき	月額・法人以外 無料 月額・法人 1,100円
WEBバンキング基本料	1契約につき	月額・法人以外 無料 月額・法人 1,100円
でんさいネット手数料	月額	1,100円

貯蓄預金スウィングサービス手数料	1回につき	110円	
不動産担保設定手数料	非事業性 設定1回につき	22,000円	
窓口両替手数料 金種指定払戻手数料(硬貨)	1 件 に つ き	1~20枚	無料
		21~100枚	220円
		101~1,000枚	330円
		1,001~2,000枚	660円
大量硬貨入金手数料	1 件 に つ き	2,001枚以上1,000枚毎 +220円(加算)	無料
		1~300枚	無料
		301枚~1,000枚	330円
		1,001枚~2,000枚	660円
両替機利用手数料	1 回 に つ き	2,001枚以上1,000枚毎 +220円(加算)	無料
		1~20枚	無料
		21~100枚	100円
		101~1,000枚	200円
		1,001枚以上	300円



# 主な商品のご案内

お客様のライフステージに合わせた多彩な商品をご提案致します



## 20代 成人 就職



- 普通預金
  - ・給与振込
  - ・公共料金自動振替
  - ・キャッシュカード
  - ・クレジットカード
  - ・デビットカードサービス
- 総合口座
- インターネットバンキング
- マイカーローン

## 30代 結婚 長子誕生



- 貯蓄預金
- スーパー定期・定期積金
- 各種フリーローン/カードローン
- がん保険
  - ・生きるためのがん保険Days 1
  - ・がん診断保険R
- 標準傷害保険
  - ・キッズプラン
- キッズ普通預金通帳
- 職域サポートローン

## 40代 住宅購入



- 住宅ローン
  - ・住まいるいちばんネクストV
  - ・住宅ローン「ゴールド」
  - ・無担保住宅ローン 他
- 火災保険
  - ・しんきんグッドすまいる
- 債務返済支援保険
  - ・しんきんグッドサポート
- 個人向け国債



## 50代 高校卒業・進学



- 教育ローン
  - ・教育カードローン「春いちばん」
  - ・教育ローン「ひまわり」
- ソーラーエコローン「サンシャイン」
- リフォームローン
- 医療保険
  - ・医療保険 EVER Prime



## 60代~ 定年 年金受給



- 退職金専用定期預金  
「セカンドライフ」
- 年金振込
- 年金受給者専用定期預金  
「ふれ愛」
- 大口定期預金
- 貸金庫



## 事業者の お客さま



- 当座預金
  - ・ファーム/ホームバンキング
  - ・テレホンバンキング
  - ・テレホンファクシミリサービス
- 納税準備預金
- しんきん電子債権記録サービス
- 割引手形 ● 当座貸越 ● 手形貸付
- 証書貸付
  - ・各種フリーローン
  - ・釧路しんきんマンションローン
  - ・釧路活性化貸付
  - ・経営改善支援資金「アシスト」
  - ・TKCサポートマッチングローン
  - ・農業経営資金「アグリ・パワー」
- ビジネスプラン (業務災害補償保険)
- 火災保険
  - ・しんきんアパート・マンションオーナー向け火災保険

※上記のほか通知預金、各種財形預金等、様々な商品・サービスをご用意しております。

※商品ご利用にあたっての留意事項

信用金庫の商品・サービスは会員でない方もご利用いただけますが、ご融資の際にはご融資対象の限られるものや、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があるものもございます。また、年収や借入金の合計によって融資金額が制限される場合や、変動金利商品のように、お客様の予想に反して金利が上下する商品、金利と別に保証料が必要な場合もございます。

※商品パンフレット等は掲載時点のものであり、最新の商品・サービスにつきましては当金庫の本支店の窓口にお問合せください。

詳しくは窓口へお気軽にお問合せください。



## 当金庫のあゆみ

### 大正

14年 5月	産業組合法による有限責任釧路信用組合 設立認可(初代組長 飯田要次郎)
10月	釧路市真砂町において事業開始

### 昭和

5年12月	事務所を釧路市幣舞町埋立地に新築移転
18年 4月	市街地信用組合法の制定により釧路信用組合と改組
19年 6月	営業地区に新釧路川以西鳥取町を編入
8月	鳥取支所を開設
21年 6月	営業地区に鳥取町全町を編入
25年 4月	弟子屈支所を開設 営業地区に釧路村・標茶町・弟子屈町を編入
26年10月	信用金庫法の制定により釧路信用金庫と改組
28年 4月	南支店を開設
5月	第2代理事長に合林亀造就任
30年 6月	営業地区に阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町を編入
37年 7月	阿寒支店を開設
38年 5月	阿寒湖畔支店を開設
39年 5月	川湯出張所を開設(昭和44年10月支店に昇格)
12月	城山支店を開設
42年11月	白糠支店を開設
44年 5月	営業地区に厚岸町・浜中町を編入
11月	駅前支店を開設
46年11月	春採支店を開設
47年 5月	第3代理事長に森山吾郎就任 営業地区に帯広市・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町を編入
49年12月	本店を釧路市北大通8丁目2番地(現店舗)に新築移転
52年12月	愛国支店を開設
55年 7月	西港支店を開設
56年 5月	第4代理事長に原裕就任
8月	桜ヶ岡支店を開設
57年 7月	美原支店を開設
60年 8月	武佐支店を開設
62年 8月	関連会社「釧信ビジネス株式会社」設立

### 平成

3年 5月	第5代理事長に山本壽福就任
4年11月	木場支店を開設 愛国支店を新築移転
6年11月	南支店を新築移転
7年 5月	営業地区に音更町・芽室町・中札内村・更別村を編入
9年10月	帯広支店を開設

13年 4月	昭和支店を開設
9月	鳥取支店の名称を共栄大通支店に変更
16年 4月	川湯支店を弟子屈町役場川湯支所内に移転
6月	初代会長に山本壽福就任 第6代理事長に佐藤優就任
17年 9月	本店リニューアル
18年 5月	愛国支店リニューアル
19年 2月	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部と「業務提携・協力に関する覚書」を締結
10月	美原支店リニューアル(バリアフリー店舗)
21年 5月	日本政策金融公庫と「業務協力に関する覚書」を締結
22年 1月	日本政策金融公庫と「農業向け融資の証券化業務にかかる基本契約」を締結
10月	弟子屈支店リニューアル
24年 3月	営業地区に本別町・土幌町・上土幌町・鹿追町・足寄町・陸別町・清水町・新得町・大樹町・広尾町を編入
6月	駅前支店を本店営業部に、川湯支店を弟子屈支店に統合
10月	帯広西支店を開設(バリアフリー店舗)
11月	中小企業経営力強化支援法に係る経営革新等支援機関の認定を受ける
25年 6月	第7代理事長に佐藤禎一就任
12月	TKC北海道会釧路支部と「中小企業の経営力強化に向けた取組みに関する覚書」を締結
26年 5月	日本政策金融公庫と創業支援に特化した「業務提携・協力に関する覚書」を締結
27年 3月	「くしろ応援ファンド事業に係る提携および協力に関する基本協定」の締結
10月	釧路町と「包括的地域連携に関する協定」を締結
12月	釧路市と「釧路市と釧路信用金庫との連携および協力に関する協定」を締結
29年 3月	関連会社「釧信ビジネス株式会社」解散
30年 4月	一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワークと「業務提携契約」を締結

### 令和

元年 6月	第8代理事長に森村好幸就任 北海道銀行とのATM相互無料提携開始
7月	母店・サテライト店制度の導入(本店営業部・南支店、春採支店・桜ヶ岡支店をグループ化)
2年 4月	母店・サテライト店制度にグループ追加(城山支店・武佐支店をグループ化)
5月	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」で内閣府特命担当大臣表彰を受賞
3年 3月	弟子屈町等と「阿寒摩周国立公園活性化に向けた摩周エリアの観光資源磨き上げ連携協定」を締結
	TKC北海道会釧路支部と「中堅・中小企業等の事業再構築に係る連携支援に関する覚書」を締結
11月	「釧路しんきんお客さま相談室」開設 鶴居村と「包括連携および協力に関する協定」を締結 南支店が本店営業部に移転(店舗内店舗)
12月	商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力」および「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結
4年 1月	武佐支店が城山支店に移転(店舗内店舗)

# 店舗一覧・地区一覧

充実の店舗ネットワークです。

(令和4年6月30日現在)

## 店舗一覧

### 1 本店営業部

〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地  
☎(0154)23-0111

### 2 南支店

〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地  
☎(0154)23-0111

### 3 城山支店

〒085-0831 釧路市住吉2丁目4番8号  
☎(0154)41-7237

### 4 共栄大通支店

〒085-0035 釧路市共栄大通3丁目2番20号  
☎(0154)23-1681

### 5 春採支店

〒085-0813 釧路市春採3丁目6番8号  
☎(0154)41-3312

### 6 愛国支店

〒085-0057 釧路市愛国西1丁目5番11号  
☎(0154)36-2505

### 7 西港支店

〒084-0906 釧路市鳥取大通5丁目4番7号  
☎(0154)52-1366

### 8 桜ヶ岡支店

〒085-0805 釧路市桜ヶ岡4丁目4番8号  
☎(0154)91-3232

### 9 美原支店

〒085-0065 釧路市美原4丁目1番7号  
☎(0154)36-4121

### 10 武佐支店

〒085-0831 釧路市住吉2丁目4番8号  
☎(0154)41-7237

### 11 昭和支店

〒084-0910 釧路市昭和中央3丁目3番35号  
☎(0154)55-4128

### 12 木場支店

〒088-0622 釧路郡釧路町木場1丁目11番地19  
☎(0154)37-9188

### 13 弟子屈支店

〒088-3211 川上郡弟子屈町中央1丁目4番20号  
☎(015)482-2168

### 14 阿寒支店

〒085-0218 釧路市阿寒町新町2丁目3番2号  
☎(0154)66-3236

### 15 阿寒湖畔支店

〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目7番3号  
☎(0154)67-2811

### 16 白糖支店

〒088-0301 白糖郡白糖町東1条南2丁目2番地25  
☎(01547)2-2164

### 17 帯広支店

〒080-0018 帯広市西8条南18丁目2番6号  
☎(0155)25-5516

### 18 帯広西支店

〒080-2469 帯広市西19条南2丁目28番14号  
☎(0155)34-1166



## 店外ATMコーナー

- A ぴあざフクハラ星が浦店
- B イオン釧路店1階
- C 釧路市役所1階
- D 本店営業部南大通出張所
- E フクハラ武佐店
- F イオンモール釧路昭和
- G 釧路労災病院1階
- H コーチャンフォー釧路店
- I 釧路空港1階
- J コープさっぽろ星が浦店
- K コープさっぽろ中央店
- L トライアル益浦店
- M 川湯出張所



13 弟子屈支店



14 阿寒支店



15 阿寒湖畔支店



16 白糠支店

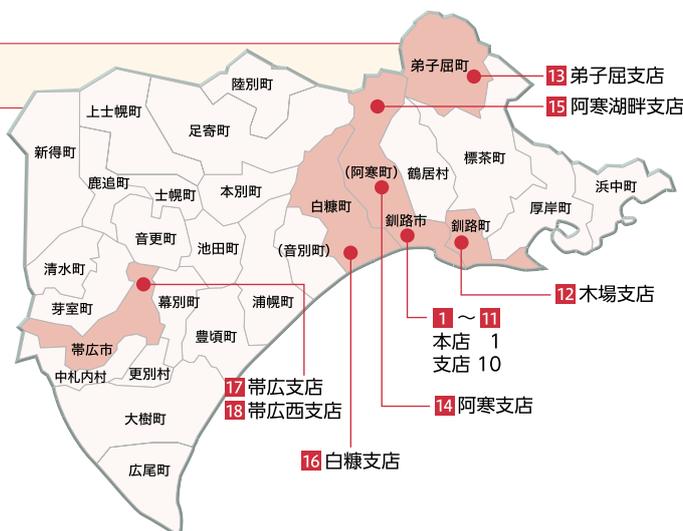


17 帯広支店



18 帯広西支店

地区一覽



## 役員 (令和4年6月30日現在)



理事長  
(代表理事) 森村 好幸



専務理事  
(代表理事) 佐藤 道雄



常務理事  
(代表理事) 青沼 直樹



常勤理事 佐藤 敦



常勤理事 木場田 浩一郎



理事  
(職員外理事) 曾宇 恭久 ※1



理事  
(職員外理事) 大西 雅之 ※1



理事  
(職員外理事) 村井 順一 ※1



理事  
(職員外理事) 三原 克也 ※1



理事  
(職員外理事) 梁瀬 之弘 ※1



常勤監事 小杉 潤一



監事 甲賀 伸彦

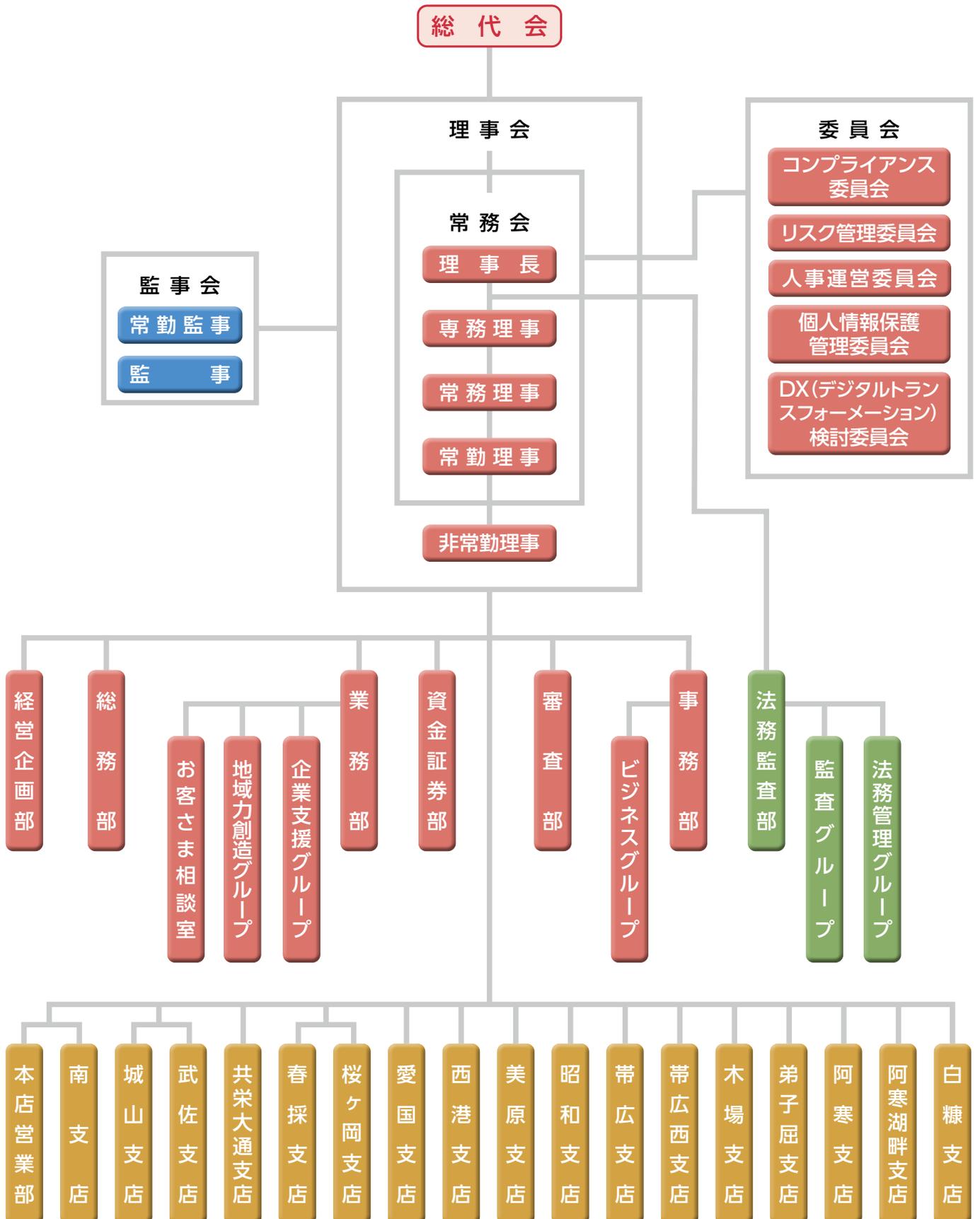


監事  
(員外監事) 長谷川 清志 ※2

※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



## 組織図 (令和4年6月30日現在)



# 総代会等に関する情報開示

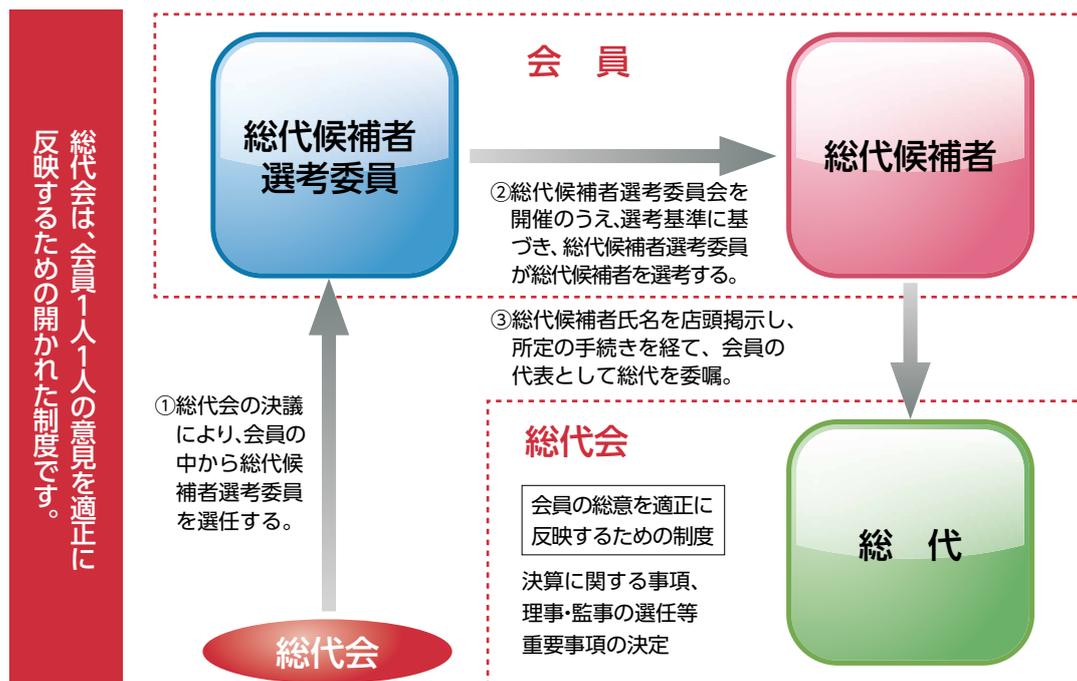
## 1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまアンケートを実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、いただいたご意見・ご提言等を事業計画に反映させ、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

これからも当金庫は、会員の皆さまからのご意見・ご提言を真摯に受け止め、ますます地域に根ざし、お客さまにとって身近で信頼される金融機関になるよう努めてまいります。なお、総代の選出や総代会の運営に関するご意見・ご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



## 2. 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数

- ・総代の定数は70人以上90人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の重任は妨げないものとします。
- ・総代の定年は75歳とします。

ただし、任期の途中で年齢が満75歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。

なお、令和4年3月31日現在の総代数は83名で、会員数は14,924人です。

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

### 総代候補者 選考基準

- 当金庫の会員であること。
- 満75歳未満であること。
- 総代として相応しい見識を有している人物であること。
- 良識をもって正しい判断ができる人であること。
- 金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。
- 地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること。
- 事業者の場合は、経営内容が良好であること。
- その他総代選考委員が適格と認めた人。

## 3. 第98期通常総代会の決議事項

令和4年6月21日開催の第98期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認されました。

### 報告事項

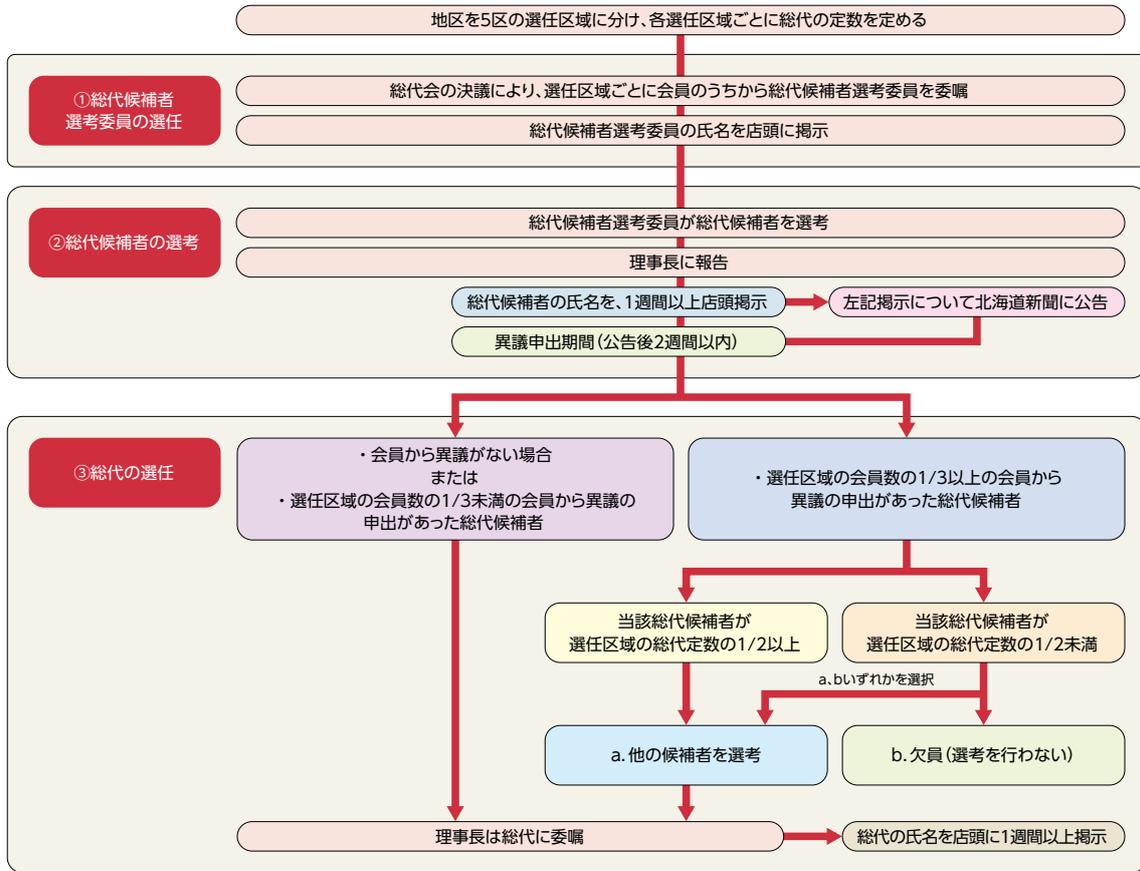
- 報告事項第1号 第98期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件  
報告事項第2号 事業年度監査報告の件

### 決議事項

- 議案第1号 第98期剰余金処分案承認の件  
議案第2号 定款第15条に基づく会員除名の件



## 総代が選任されるまでの手続きについて



## 総代の氏名

(令和4年6月現在) 敬称略、順不同。氏名後ろの丸数字は総代の就任回数です。

選任区域	1区 釧路市/橋南・春採地区
定数 28 (現総代数 25)	金安 伸一⑧ 杉村 莊平② 菅原 隆三③ 梅木 勝⑩ 島本 幸一⑧ 富内 快康② 濁沼 英一⑨ 金田 毅② 石田 博司⑧ 小松 隆一⑥ 竹腰 純一⑧ 残間 順雄⑩ 佐藤 正樹⑥ 中村 圭佐⑥ 山辺 文彰⑧ 佐藤 達朗④ 加納 則好⑥ 河野 俊一② 小泉 和史① 佐藤 雅美③ 天方 智順⑦ 水口 喜文① 小坂田浩嗣② 小川 一知① 本田 秀樹③
選任区域	2区 釧路市/橋北地区
定数 6 (現総代数 5)	安藤 純博⑧ 星 正敏⑤ 阿部フミ子⑧ 登坂 康弘⑤ 釧路和商(協)理事長 柿田 英樹②
選任区域	3区 釧路市/鉄北・愛国・鳥取・大楽毛・釧路町地区
定数 34 (現総代数 33)	佐藤 厚⑩ 阿部 信之⑦ 富樫 孝之③ 佐々木 尚④ 白幡 博⑥ 坂野 賀孝⑥ 平松 雄介③ 須藤 隆昭③ 相澤 長秀⑦ 伊貝 正志④ 青田 博文① 竹ヶ原三喜男③ 佐渡 正幸④ 長谷川 渉④ 佐藤 裕司① 三宅 直志① 新妻 繁市③ 鈴木 一浩③ 阪口 廣明⑥ 黒田 秀紀⑤ 岡澤 利寿② 高山 明博③ 横田 正弘⑤ 米本 富夫④ 鈴木 勢将① 今 靖夫⑩ 猫塚 弘久⑤ 青木 孝道① 玉垣 範夫⑤ 長濱 勇④ 三國 伸也③ 遠藤 敏④ 土屋 憲幸①

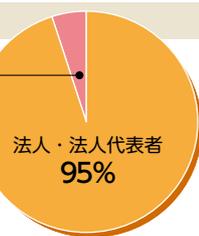
選任区域	4区 弟子屈町 標茶町・厚岸町・浜中町地区
定数 8 (現総代数 8)	長谷 寿人⑦ 加納 吉裕⑦ 藤田 文明⑤ 辻谷 智之⑤ 小泉 裕④ 高梨 雅幸③ 小澤 慎司① 宮田 歓朗①
選任区域	5区 釧路市阿寒町・鶴居村・白糠町・釧路市音別町・十勝地区
定数 14 (現総代数 12)	和田 正宏② 松橋 主幸⑩ 曾我部元親② 山浦 祥治⑨ 小林 一之⑦ 川村 利明⑧ 山根 浩① 宮坂 寿文⑧ 川岸 哲夫⑤ 濱名喜久雄④ 貴戸 政則④ 半田 秀夫②

### 総代の属性別構成比

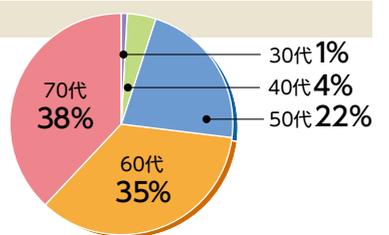
※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る

#### ▶ 職業別

個人事業主 5%



#### ▶ 年代別



#### ▶ 業種別





阿寒湖(釧路市阿寒町) 出典:北海道釧路総合振興局商工労働観光課

## 資料編

DISCLOSURE  
2022

## 決算の概況 29

貸借対照表  
損益計算書  
剰余金処分計算書  
報酬体系について

## 営業の概況 36

業務粗利益および業務粗利益率  
業務純益  
総資産経常利益率および総資産当期純利益率  
資金運用収支の内訳  
利鞘  
受取利息および支払利息の増減

## 預金 37

流動性、定期性、譲渡性、その他預金の平均残高  
定期預金の残高

## 貸出金 38

手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高  
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高  
預貸率の期末値および期中平均値  
貸出金の担保別内訳  
債務保証見返の担保別内訳  
用途別の貸出金残高  
業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

## 有価証券 39

商品有価証券の種類別の平均残高  
有価証券の種類別の残存期間別残高  
有価証券の種類別の平均残高  
預証率の期末値および期中平均値  
有価証券の取得価格・時価および評価損益  
金銭の信託

## ◎貸借対照表

(単位:百万円)

	令和3年3月末	令和4年3月末
<b>(資産の部)</b>		
現金	2,790	2,673
預け金	80,924	87,285
買入金銭債権	22	14
金銭の信託	6,654	6,632
有価証券	66,620	67,870
国債	12,772	8,791
地方債	42,006	46,957
社債	5,444	4,329
株式	265	296
その他の証券	6,131	7,495
貸出金	107,614	109,512
割引手形	495	656
手形貸付	6,827	6,967
証書貸付	92,085	93,036
当座貸越	8,206	8,852
その他資産	1,200	1,391
未決済為替貸	60	86
信金中金出資金	940	940
前払費用	-	0
未収収益	179	206
未収還付法人税	-	36
その他の資産	19	121
有形固定資産	2,138	2,094
建物	688	665
土地	1,238	1,228
リース資産	5	4
その他の有形固定資産	205	196
無形固定資産	49	36
ソフトウェア	25	12
その他の無形固定資産	23	23
前払年金費用	135	160
繰延税金資産	189	260
債務保証見返	628	657
貸倒引当金	△ 1,033	△ 1,226
(うち個別貸倒引当金)	△ 797	△ 936
<b>資産の部合計</b>	<b>267,935</b>	<b>277,363</b>

(単位:百万円)

	令和3年3月末	令和4年3月末
<b>(負債の部)</b>		
預金積金	249,763	254,391
当座預金	12,330	12,255
普通預金	126,911	137,025
貯蓄預金	1,433	1,517
通知預金	151	161
定期預金	99,675	94,638
定期積金	6,721	6,593
その他の預金	2,539	2,199
借入金	7,000	12,000
借入金	7,000	12,000
その他負債	439	371
未決済為替借	63	68
未払費用	53	25
給付補填備金	1	1
未払法人税等	32	-
前受収益	64	73
払戻未済金	18	6
払戻未済持分	0	0
職員預り金	52	56
リース債務	5	4
資産除去債務	67	68
その他の負債	77	65
役員退職慰労引当金	119	136
債務保証損失引当金	0	0
睡眠預金払戻損失引当金	20	23
偶発損失引当金	124	229
債務保証	628	657
<b>負債の部合計</b>	<b>258,096</b>	<b>267,810</b>
<b>(純資産の部)</b>		
出資金	719	712
普通出資金	719	712
利益剰余金	9,061	9,259
利益準備金	704	719
その他利益剰余金	8,356	8,540
特別積立金	7,910	8,110
当期末処分剰余金	446	430
処分未済持分	△ 14	△ 13
会員勘定合計	9,766	9,958
<del>その他有価証券評価差額金</del>	72	△ 405
評価・換算差額等合計	72	△ 405
<b>純資産の部合計</b>	<b>9,838</b>	<b>9,552</b>
<b>負債および純資産の部合計</b>	<b>267,935</b>	<b>277,363</b>

## 貸借対照表記載上の注記

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注2.売買目的有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

注3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

注4.金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.および3.と同じ方法により行っております。

注5.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～39年
その他	5年～20年

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、「破綻先(破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者)」、「実質破綻先(破綻先と実質的に同等の状況にある債務者)」、「破綻懸念先(現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)」、「要管理先(要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権(貸出条件緩和債権および3カ月以上延滞債権)である債務者)」、「その他要注意先(貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者)」、「正常先(業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者)」の区分に応じて、次のとおり計上しております。
- 破綻先および実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した金額が一定額以上であり、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。また、上記以外の破綻懸念先に係る債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- 正常先に係る債権およびその他要注意先に係る債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- 要管理先に係る債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した法務監査部(内部監査部署)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額等を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は425百万円です。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に属属させる方式については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理しております。
11. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(2021年3月31日現在)
- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額                        | 1,732,930百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額                           | △ 84,957百万円  |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2021年3月分)
- 0.0878%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円および別途積立金93,511百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金14百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しており、当該企業年金制度の第1給付部分について、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該企業年金制度は、第1給付部分(共通給付部分)と第2給付部分(事業所給付部分)とで構成されております。)
- なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況および第1給付部分の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①第1給付部分の積立状況に関する事項(2021年3月31日現在)
- |               |       |
|---------------|-------|
| 年金資産の額        | 77百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務額 | 70百万円 |
| 差引額           | 6百万円  |
- ②第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2021年3月分)
- 2.4845%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金0百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
17. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」[その他の役務収益]があります。このうち「受入為替手数料」は、主として送金や代金立等の内国為替業務から収受する受入手数料であり、一般顧客から受領する振込手数料のほか金融機関間手数料などがあります。また「その他の役務収益」は、主たる計上取引である口座振替手数料等の預金業務から収受する受入手数料のほか、融資業務、保険の販売代理業務、貸金庫業務、その他の役務取引等業務から収受する受入手数料があります。これらの役務取引等にかかる履行義務は、対価の受領と同時に充足されるものは、原則として、一時点で収益を認識しております。また、履行義務が一定の期間にわたり充足する場合は履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。
18. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
19. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,226百万円
- 当金庫は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報に基づき、債務者ごとにその債務者区分(破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先)を決定し、注9に記載した貸倒引当金の償却引当基準により貸倒引当金を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響については、概ね2023年3月末までに収束すると仮定しております。当該想定範囲内、債務者によってその程度は異なるものの、主に飲食業および観光業の債務者に対する貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響から予想される損失に備えるため、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が生じている債務者について、今後の債務者の経営状況の悪化または回復の可能性や事業の継続可能性を評価し、債務者区分を決定するとともに、その債務者区分に応じた貸倒引当金を計上しております。当事業年度末における貸倒引当金の計上金額は、現時点での最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を含む貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の不確実性は高く、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金は増減する可能性があります。
20. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 637百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額 4,408百万円
22. 信用金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、買入金銭債権、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は590百万円、危険債権額は5,857百万円です。
- なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
23. 債権のうち、3カ月以上延滞債権額はございません。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。
24. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は565百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、3カ月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額の合計額は7,013百万円です。
- なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、656百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 7,826百万円

預け金 5,000百万円

担保資産に対応する債務

預金 295百万円

借入金 12,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。

28. 出資1口当たりの純資産額6,829円27銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されているほか、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程および信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理規程に定められた基本方針に基づき、ALMや金利感応度分析等によって金利、為替、市場価格の変動リスクを管理しております。

リスク管理方法や手続等の詳細は、市場リスク管理規程および市場リスクに関する管理諸規程等に明記されており、定期的にリスク管理委員会や常務会、理事会を開催し、実施状況の把握・確認・今後の対応等の協議を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「預け金」のうち仕組預金および「有価証券」のうち債券につきましては保有期間1~6ヶ月、過去10年の観測期間で計測される99パーセンタイル値、その他の金融商品につきましては保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、1,685百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現 金	2,673	2,673	-
(2)預 け 金(※1)	87,285	87,181	△ 103
(3)金 銭 の 信 託	6,632	6,632	-
(4)有 価 証 券			
満期保有目的の債券	19,166	19,014	△ 152
その他有価証券	48,615	48,615	-
(5)貸 出 金(※1)	109,512		
貸倒引当金(※2)	△ 1,143		
	108,369	110,440	2,071
<b>金 融 資 産 計</b>	<b>272,743</b>	<b>274,558</b>	<b>1,815</b>
(1)預 金 積 金(※1)	254,391	254,380	△ 10
(2)借 用 金(※1)	12,000	12,000	0
<b>金 融 負 債 計</b>	<b>266,391</b>	<b>266,381</b>	<b>△ 9</b>

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 現金

現金については、時価は帳簿価額と等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金のうち、仕組預金のものは、取引金融機関から提示された価格を時価としており、その他のものにつきましては、市場金利(スワップ金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から32.に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

預金積金は、以下の①と②の合計額を時価に代わる金額として記載しております。

①要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)

②定期性預金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額

(2) 借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式(※1)	83
信金中央金庫出資金(※1)	940
組 合 出 資 金(※2)	4
合 計	1,028

(※1) 非上場株式および信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金(※1)	25,285	52,500	3,500	6,000
有 価 証 券	1,649	9,383	1,235	51,340
満期保有目的の債券	1,200	3,843	162	13,948
その他有価証券のうち満期があるもの	449	5,540	1,072	37,392
貸 出 金(※2)	18,176	35,709	27,405	19,098
合 計	45,111	97,592	32,141	76,439

(※1) 預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金(※)	229,682	24,037	-	-
借 用 金	12,000	-	-	-
合 計	241,682	24,037	-	-

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

31. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	4,500	4,546	45
	地 方 債	2,311	2,333	22
	社 債	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	6,811	6,880	68
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	1,999	1,925	△ 73
	地 方 債	10,355	10,208	△ 147
	社 債	-	-	-
	そ の 他	-	-	-
	小 計	12,354	12,134	△ 220
合 計		19,166	19,014	△ 152

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	63	61	2
	債 券	6,031	5,970	61
	国 債	497	496	0
	地 方 債	4,823	4,766	57
	社 債	710	707	3
	そ の 他	4,021	3,792	228
小 計	10,117	9,824	292	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	149	166	△ 16
	債 券	34,879	35,362	△ 483
	国 債	1,793	1,846	△ 52
	地 方 債	29,466	29,881	△ 414
	社 債	3,619	3,635	△ 15
	そ の 他	3,469	3,669	△ 200
小 計	38,498	39,198	△ 700	
合 計		48,615	49,023	△ 407

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	534	56	3
債 券	13,347	54	6
国 債	9,773	39	3
地 方 債	1,563	4	3
社 債	2,010	10	-
そ の 他	173	10	-
合 計	14,056	121	9

## 33. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	5,430	△ 4

## 34. その他の金銭の信託(運用目的および満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,201	1,200	1	1	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## 35. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、28,889百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが27,299百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 36. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	355
減価償却費	25
役員退職慰労引当金	37
税務上の繰越欠損金(注)	13
其他有価証券評価差額金	112
その他	145
繰延税金資産小計	689
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 382
評価性引当額小計	△ 382
繰延税金資産合計	307
繰延税金負債	
前払年金費用	44
その他	2
繰延税金負債合計	46
繰延税金資産の純額	260

(注) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	13	13
評価性引金(※2)	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	13	13

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

## 37. 当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、7百万円です。

## 38. 会計方針の変更

## (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2022年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる収益認識に関する会計方針の変更はなく、利益剰余金および損益への影響はありません。

なお、収益認識会計基準の適用により、当事業年度の期首から、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更により、従来の処理と比べて、損益計算書は、経常収益が37,650千円減少、経常費用が34,022千円減少し、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ3,627千円減少しております。なお、貸借対照表へ与える影響は軽微であります。

また、収益認識会計基準第89項に定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当基準の適用による時価の算定方法の変更はなく、利益剰余金、其他有価証券評価差額金および損益への影響はありません。

## 39. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日閣内閣令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

## ◎損益計算書

(単位:千円)

科 目	令 和 2年度	令 和 3年度
<b>経常収益</b>	<b>2,766,124</b>	<b>2,740,275</b>
資金運用収益	2,141,609	2,148,010
貸出金利息	1,614,748	1,648,184
預け金利息	115,341	128,592
有価証券利息配当金	388,233	348,003
その他の受入利息	23,286	23,229
役員取引等収益	411,972	381,693
受入為替手数料	211,739	182,391
その他の役員収益	200,232	199,301
その他業務収益	91,497	81,725
外国為替売買益	171	10
国債等債券売却益	70,124	64,585
その他の業務収益	21,201	17,129
その他経常収益	121,044	128,846
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	6,276	12,505
株式等売却益	44,490	60,144
金銭の信託運用益	62,896	46,415
その他の経常収益	7,381	9,780
<b>経常費用</b>	<b>2,514,728</b>	<b>2,541,711</b>
資金調達費用	32,274	17,091
預金利息	30,914	16,045
給付補填備金繰入額	1,101	753
借入金利息	—	15
その他の支払利息	257	277
役員取引等費用	247,603	229,739
支払為替手数料	69,784	57,429
その他の役員費用	177,819	172,310
その他業務費用	32,596	7,459
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	31,544	6,559
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1,052	899
経費	1,983,116	1,951,945
人件費	1,169,048	1,151,030
物件費	760,378	722,721
税金	53,688	78,193

(単位:千円)

科 目	令 和 2年度	令 和 3年度
その他経常費用	219,137	335,476
貸倒引当金繰入額	140,519	123,596
貸出金償却	4,435	162
株式等売却損	5,345	3,464
株式等償却	2,735	264
金銭の信託運用損	10,279	6,211
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	55,821	201,775
<b>経常利益</b>	<b>251,396</b>	<b>198,563</b>
特別利益	3,723	3,771
固定資産処分益	3,678	3,751
その他の特別利益	45	20
特別損失	139	21,762
固定資産処分損	139	11,358
減損損失	—	10,404
その他の特別損失	—	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>254,980</b>	<b>180,572</b>
<b>法人税、住民税および事業税</b>	<b>74,982</b>	<b>4,972</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>353</b>	<b>△ 43,743</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>75,336</b>	<b>△ 38,771</b>
<b>当期純利益</b>	<b>179,644</b>	<b>219,343</b>
<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>266,891</b>	<b>210,811</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>446,535</b>	<b>430,155</b>

## 損益計算書記載上の注記

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 出資1口当たり当期純利益金額155円89銭  
 3. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、374,514千円であります。  
 4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

## ◎剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	446,535,374	430,155,814
積立金取崩額	—	6,705,500
利益準備金限度超過取崩額	—	6,705,500
剰余金処分額	235,723,528	220,978,607
利益準備金	14,687,000	—
普通出資に対する配当金(年3%)	21,036,528	20,978,607
特別積立金	200,000,000	200,000,000
繰越金(当期末残高)	210,811,846	215,882,707

当金庫の令和4年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記およびその附属明細書ならびに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和4年5月17日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月21日 釧路信用金庫 理事長

森村 好幸

## ◎報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### (2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	109

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」93百万円、「賞与」10万円、「退職慰勞金」16百万円となっております。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして、金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## ◎業務粗利益および業務粗利益率

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	2,110,103	2,131,338
資金運用収益	2,141,609	2,148,010
資金調達費用	31,505	16,671
役務取引等収支	164,368	151,953
役務取引等収益	411,972	381,693
役務取引等費用	247,603	229,739
その他業務収支	58,900	74,266
その他業務収益	91,497	81,725
その他業務費用	32,596	7,459
業務粗利益	2,333,373	2,357,558
業務粗利益率(%)	0.94	0.87

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和2年度768千円、令和3年度419千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◎業務純益

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	271,823	351,559
実質業務純益	362,878	405,689
コア業務純益	324,298	347,664
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	282,706	355,762

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうち役員退職慰労引当金等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## ◎総資産経常利益率および総資産当期純利益率

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.09	0.07
総資産当期純利益率	0.06	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率=[経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高]×100

## ◎資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高		利息		利回り	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	247,689	269,778	2,141	2,148	0.86	0.79
うち貸出金	101,168	107,244	1,614	1,648	1.59	1.53
うち預け金	82,165	92,883	115	128	0.14	0.13
うち有価証券	63,387	68,692	388	348	0.61	0.50
資金調達勘定	243,197	263,820	31	16	0.01	0.01
うち預金積金	245,243	263,397	32	16	0.01	0.01
うち借入金	3,834	7,013	—	0	—	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度1,439百万円、令和3年度161百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和2年度5,931百万円、令和3年度6,646百万円)および利息(令和2年度768千円、令和3年度419千円)を、それぞれ控除して表示しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

## ◎利鞘

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り	0.86	0.79
資金調達原価率	0.82	0.74
総資金利鞘	0.04	0.05

## ◎受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	208,949	△ 392,958	△ 184,009	145,080	△ 138,737	6,343
うち貸出金	183,049	△ 117,037	66,012	94,136	△ 60,700	33,435
うち預け金	5,954	—	5,954	21,467	△ 8,216	13,251
うち有価証券	20,048	△ 275,827	△ 255,779	29,496	△ 69,725	△ 40,229
支払利息	△ 4,410	△ 5	△ 4,415	△ 5,274	△ 9,559	△ 14,834
うち預金積金	△ 4,232	—	△ 4,232	△ 5,407	△ 9,809	△ 15,217
うち借入金	—	—	—	6	8	15

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

## ◎流動性、定期性、譲渡性、その他預金の平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
流動性預金	137,956	156,973
うち有利利息預金	114,128	122,977
定期性預金	106,233	105,316
うち固定金利定期預金	99,443	98,645
うち変動金利定期預金	7	7
譲渡性預金	—	—
その他の預金	1,053	1,107
合計	245,243	263,397

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
  固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
  変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

## ◎定期預金の残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
定期預金	99,675	94,638
固定金利定期預金	99,668	94,631
変動金利定期預金	7	7
その他の	—	—

## ◎手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
手形貸付	6,735	6,217
証書貸付	86,095	92,775
当座貸越	7,784	7,706
割引手形	553	544
合計	101,168	107,244

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◎固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金	107,614	109,512
固定金利	76,668	76,900
変動金利	30,946	32,611

## ◎預貸率の期末値および期中平均値

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
預貸率 期末残	43.08	43.04
預貸率 期中平均残	41.25	40.71

(注) 1. 預貸率 = [貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金)] × 100  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◎貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	2,136	2,034
有価証券	285	142
動産	—	—
不動産	14,609	15,584
その他	313	178
小計	17,343	17,940
信用保証協会・信用保険	39,329	41,157
保証	15,326	14,072
信用	35,614	36,341
合計	107,614	109,512

## ◎債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	9	8
その他	—	—
小計	9	8
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	72	97
信用	546	551
合計	628	657

## ◎使途別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	39,625	36.8	41,843	38.2
運転資金	67,989	63.2	67,669	61.8
合計	107,614	100.0	109,512	100.0

## ◎業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合

(単位:百万円、%)

業種区分	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	122	4,217	3.9	118	4,213	3.8
農業、林業	70	1,436	1.3	75	1,604	1.4
漁業	15	616	0.5	14	587	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	9	1,093	1.0	9	1,044	0.9
建設業	483	11,107	10.3	503	12,232	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	8	419	0.3	11	473	0.4
情報通信業	17	325	0.3	13	284	0.2
運輸業、郵便業	67	3,005	2.7	63	3,082	2.8
卸売業、小売業	382	12,579	11.6	381	13,384	12.2
金融業、保険業	26	2,576	2.3	24	2,508	2.2
不動産業	179	10,323	9.5	183	11,420	10.4
物品賃貸業	6	342	0.3	6	302	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	32	650	0.6	33	620	0.5
宿泊業	24	1,669	1.5	24	1,052	0.9
飲食業	236	3,095	2.8	241	3,123	2.8
生活関連サービス業、娯楽業	112	1,506	1.3	118	1,548	1.4
教育、学習支援業	20	554	0.5	21	629	0.5
医療、福祉	124	6,219	5.7	125	6,577	6.0
その他のサービス業	169	4,774	4.4	175	4,913	4.4
小計	2,101	66,515	61.7	2,137	69,603	63.5
国・地方公共団体等	9	16,988	15.7	9	15,595	14.2
個人	5,515	24,111	22.4	5,305	24,313	22.2
合計	7,625	107,614	100.0	7,451	109,512	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ◎商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

## ◎有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超10年以下		10年超		期間の定めないもの		合計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国債	1,200	1,203	2,402	2,400	2,101	900	—	—	3,003	494	4,064	3,793	—	—	12,772	8,791
地方債	999	—	—	—	576	544	—	165	191	—	40,237	46,246	—	—	42,006	46,957
社債	981	243	763	1,625	2,851	1,875	421	221	58	15	369	346	—	—	5,444	4,329
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	265	296	265	296
外国証券	200	—	299	501	302	—	—	—	—	—	669	667	317	829	1,789	1,998
その他の証券	—	204	372	523	431	911	739	166	478	147	—	—	2,319	3,543	4,341	5,496

## ◎有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
国債	9,876	10,045
地方債	41,161	46,661
短期社債	—	—
株式	6,354	4,749
外国証券	152	347
その他の証券	1,782	1,863
合計	4,060	5,025
合計	63,387	68,692

## ◎預証率の期末値および期中平均値

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
預証率 末残	26.67	26.67
預証率 平均	25.84	26.07

(注) 1. 預証率 = [有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金)] × 100  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◎有価証券の取得価格・時価および評価損益

1. 売買目的の有価証券 該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	6,002	6,095	93	4,500	4,546	45
	地方債	5,649	5,719	69	2,311	2,333	22
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	11,651	11,814	163	6,811	6,880	68
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	500	493	△7	1,999	1,925	△73
	地方債	6,340	6,300	△40	10,355	10,208	△147
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	6,841	6,793	△47	12,354	12,134	△220
合計		18,492	18,608	115	19,166	19,014	△152

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2.市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式 該当ございません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	76	71	5	63	61	2
	債券	17,165	16,979	185	6,031	5,970	61
	国債	1,306	1,303	2	497	496	0
	地方債	13,540	13,367	172	4,823	4,766	57
	社債	2,318	2,308	10	710	707	3
	その他	3,801	3,591	209	4,021	3,792	228
小計	21,043	20,643	400	10,117	9,824	292	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	104	109	△5	149	166	△16
	債券	24,565	24,729	△164	34,879	35,362	△483
	国債	4,963	5,004	△41	1,793	1,846	△52
	地方債	16,476	16,590	△113	29,466	29,881	△414
	社債	3,125	3,135	△9	3,619	3,635	△15
	その他	2,324	2,460	△136	3,469	3,669	△200
小計	26,994	27,300	△305	38,498	39,198	△700	
合計		48,038	47,943	94	48,615	49,023	△407

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。 2.上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。  
3.市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非市場株式	83	83
信金中央金庫出資金	940	940
組合出資金	5	4
合計	1,030	1,028

## ◎金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和2年度		令和3年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
5,449	14	5,430	△4

2. 満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。

3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和2年度					令和3年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
1,205	1,200	5	5	—	1,201	1,200	1	1	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

# 当金庫の自己資本の充実の状況等

## 定性開示目次

### 単体開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要	42
(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	43
(3) 信用リスクに関する項目	44
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要	46
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	46
(6) オペレーショナル・リスクに関する事項	46
(7) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要	47
(8) 銀行勘定における金利リスクに関する事項	48

## 自己資本の構成に関する開示目次

### 単体開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項	42
---------------------	----

## 定量開示目次

### 単体開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項	43
(2) 信用リスクに関する事項	44
1. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高	44
2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	45
3. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	45
4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	45
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	46
(4) 証券化エクスポージャーに関する事項	46
(5) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	47
(6) 銀行勘定におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	48
(7) 銀行勘定における金利リスクに関する事項	48

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金の他、利益剰余金、一般貸倒引当金コア資本算入額で構成されております。

### ◎自己資本の構成に関する開示事項＜単体自己資本比率＞

(単位:百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,745	9,937
うち、出資金および資本剰余金の額	719	712
うち、利益剰余金の額	9,061	9,259
うち、外部流出予定額(△)	21	20
うち、上記以外に該当するものの額	△ 14	△ 13
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	235	289
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	235	289
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 9,980	10,227
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	49	36
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	49	36
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	13
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	98	115
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 147	165
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ) - (ロ))	(ハ) 9,833	10,062
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	74,996	80,877
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 435	△ 435
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 435	△ 435
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,905	4,855
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 79,902	85,733
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	12.30%	11.73%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中すること無く、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

## ◎自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>	<b>81,183</b>	<b>3,247</b>	<b>80,877</b>	<b>3,235</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	69,245	2,769	73,888	2,955
ソブリン向け	1,023	40	1,113	44
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	15,824	632	18,587	743
法人等向け	19,829	793	20,249	809
中小企業等向けおよび個人向け	18,311	732	18,023	720
抵当権付住宅ローン	1,405	56	1,292	51
不動産取得等事業向け	7,423	296	8,896	355
3月以上延滞等	57	2	32	1
取立未済手形	12	0	17	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	272	10	317	12
出資等のエクスポージャー	272	10	317	12
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,085	203	5,357	214
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	725	29	725	29
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	940	37	940	37
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	635	25	728	29
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,186	247	7,424	296
ルック・スルー方式	6,186	247	7,424	296
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 435	△ 17	△ 435	△ 17
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
<b>ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</b>	<b>4,905</b>	<b>196</b>	<b>4,855</b>	<b>194</b>
<b>ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>79,902</b>	<b>3,196</b>	<b>85,733</b>	<b>3,429</b>

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、国際開発銀行、信用保証協会および農林漁業信用基金のことです。

4. 「3月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\left\langle \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク} \\ \text{相当額(基礎的手法)の算定方法} \end{array} \right\rangle = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する項目

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として資産査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備しており、リスク計量をベースとした統合リスク管理態勢を視野に入れた準備を進めております。一連の信用リスク管理の状況についてはリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会・常務会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定に関する規程」および「償却・引当金計上に関する規程」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### 2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ◆ 株式会社格付投資情報センター (R&I)    ◆ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)    ◆ フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)
- ◆ 株式会社日本格付研究所 (JCR)        ◆ S&Pグローバル・レーティング (S&P)

## ◎信用リスクに関する事項

### 1. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

<業種別>

(単位:百万円)

業種区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度
製 造 業	6,250	6,176	4,262	4,261	1,800	1,701	—	—	—	—
農 業、林 業	1,528	1,726	1,527	1,726	—	—	—	—	—	—
漁 業	630	598	630	598	—	—	—	—	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,093	1,044	1,093	1,044	—	—	—	—	—	—
建 設 業	11,994	12,940	11,694	12,840	300	100	—	—	62	34
電気・ガス・熱供給・水道業	914	766	457	510	400	200	—	—	—	—
情 報 通 信 業	348	406	344	302	—	100	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	3,230	3,227	3,021	3,099	206	106	—	—	0	—
卸 売 業、小 売 業	13,038	13,726	12,838	13,626	200	100	—	—	3	3
金 融 業、保 険 業	85,959	91,885	2,581	2,512	2,367	1,987	—	—	—	—
不 動 産 業	11,052	11,946	10,452	11,546	600	400	—	—	21	18
物 品 賃 貸 業	346	307	346	307	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	760	728	760	728	—	—	—	—	0	—
宿 泊 業	1,685	1,074	1,685	1,074	—	—	—	—	—	0
飲 食 業	3,503	3,495	3,303	3,295	200	200	—	—	5	5
生活関連サービス業、娯楽業	1,730	1,668	1,616	1,654	100	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	564	638	564	638	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	6,427	6,773	6,427	6,773	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	4,810	4,965	4,810	4,964	—	—	—	—	1	1
国・地方公共団体等	72,459	72,347	16,988	15,595	55,470	56,752	—	—	—	—
個 人	22,539	22,761	22,539	22,761	—	—	—	—	37	32
そ の 他	17,551	20,401	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	268,421	279,608	107,948	109,862	61,646	61,647	—	—	131	96

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、金銭の信託、投資信託、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

6. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<残存期間別>

(単位:百万円)

	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超		期間の定めのないもの		合計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
貸出金	17,398	18,177	17,391	19,347	16,855	16,364	14,014	13,198	33,381	33,301	8,573	9,122	107,614	109,512
債券	3,381	1,446	3,461	4,528	5,831	3,328	421	387	48,505	51,909	320	—	61,920	61,599

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	令和2年度	令和3年度								
一般貸倒引当金	144	235	235	289	—	—	144	235	235	289
個別貸倒引当金	831	797	797	936	67	6	764	791	797	936
合計	975	1,033	1,033	1,226	67	6	908	1,027	1,033	1,226

3. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
農業、林業	110	90	90	93	—	—	110	90	90	93	—	—
漁業	23	27	27	26	—	—	23	27	27	26	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	345	343	343	219	—	—	345	343	343	219	—	—
建設業	89	81	81	81	8	2	80	79	81	81	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	1	0	—	0	0	0	1	—	—
卸売業、小売業	77	74	74	125	0	—	76	74	74	125	—	—
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	71	73	73	75	5	—	65	73	73	75	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	—	—	—	1	—	0	—	—	—	—	—
宿泊業	49	0	0	4	49	—	—	0	0	4	4	—
飲食業	17	44	44	72	—	—	17	44	44	72	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	2	2	5	—	—	0	2	2	5	—	—
教育、学習支援業	0	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—	—
医療、福祉	—	0	0	55	—	—	—	0	0	55	—	—
その他のサービス業	7	32	32	58	1	—	5	32	32	58	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	34	24	24	31	0	3	34	20	24	31	—	—
合計	831	797	797	853	67	6	764	791	797	853	4	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	合計		格付適用有り		格付適用無し	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
0%	105,126	96,401	—	—	105,126	96,401
10%	7,993	9,431	—	—	7,993	9,431
20%	75,515	93,473	100	1,350	75,415	92,123
35%	4,079	3,763	—	—	4,079	3,763
50%	12,024	12,336	11,639	12,259	384	77
75%	20,120	19,426	—	—	20,120	19,426
100%	32,027	43,305	1,600	1,100	30,426	42,204
150%	9	8	—	—	9	8
200%	—	—	—	—	—	—
250%	254	291	—	—	254	291
1,250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	257,149	278,439	13,340	14,710	243,809	263,729

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸出業務取扱規程」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出業務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町、一般社団法人しんきん保証基金、その他担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、釧路市、釧路町、弟子屈町、白糠町は政府保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に隔たることなく分散されております。

## ◎信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,784	1,564	9,410	10,250	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。

### 2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および時価から一定のストレス幅と各銘柄の感応度によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの適切性をリスク管理委員会で検証・検討し、定期的あるいは必要に応じて、常務会・理事会において報告する態勢を整備しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用規程」および「資産査定事務取扱規程」などに基いた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## ◎銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### 1. 貸借対象表計上額および時価等

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	181	181	213	213
非上場株式等	1,031	1,031	1,030	1,030
合計	1,213	1,213	1,243	1,243

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 投資信託の裏付資産のうち、出資等エクスポージャーに該当する分は、一括して「上場株式等」に含めております。  
 3. 「非上場株式等」には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式、その他資産勘定に計上している信金中央金庫普通出資金等が含まれます。

### 2. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	19	56
売却損	5	3
償却	2	0

### 3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	0	▲ 14

### 4. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	—	—

## 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book※)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度、更には新商品等の導入による影響など、ALM管理システム等により定期的に計測を行い、リスク管理委員会が協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

### 2. 金利リスクの算定方法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE(注1)およびΔNII(注2)に当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ◆流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ◆流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ◆流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提 金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ◆固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ◆内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響をおよぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません。
- ◆計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 自己資本の額に対するΔEVE(7,261百万円)の割合は73.84%となっております。

(2) 当金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上のその他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

◆金利ショックに関する説明・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点) 当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や観測期間内の最大下落率を採用したシナリオにより影響等を定期的に検証しております。さらに収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しております。

## ◎銀行勘定におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	7,165	9,008
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## ◎銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	6,915	7,261	792	794				
2	下方パラレルシフト	—	—	4	7				
3	スティープ化	5,204	5,493						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	6,915	7,261	792	794				
		ホ		へ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	10,062		9,833					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 不良債権等への対応

当金庫では、不良債権の発生を最小限に抑え、貸出資産の健全性を高めるため、審査態勢の強化に努めるとともに、信用リスク管理態勢の充実を図っております。

## ◎信用金庫開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の 保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
			担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当額(d)			
破産更生債権および これらに準ずる債権	令和2年度	583	583	375	207	100.0%	100.0%
	令和3年度	590	590	356	233	100.0%	100.0%
危 険 債 権	令和2年度	3,315	2,909	2,319	590	87.7%	59.2%
	令和3年度	5,857	5,263	4,643	620	89.8%	51.0%
要 管 理 債 権	令和2年度	293	112	59	53	38.5%	22.7%
	令和3年度	565	345	249	95	60.9%	30.2%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和2年度	0	0	0	0	—	—
	令和3年度	0	0	0	0	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和2年度	293	112	59	53	38.5%	22.7%
	令和3年度	565	345	249	95	60.9%	30.2%
小 計 ( A )	令和2年度	4,191	3,605	2,754	850	86.0%	59.2%
	令和3年度	7,013	6,198	5,249	949	88.3%	53.8%
正 常 債 権 ( B )	令和2年度	104,105					
	令和3年度	103,199					
総 与 信 残 高 ( A ) + ( B )	令和2年度	108,297					
	令和3年度	110,213					

### ■項目の説明

- (注)1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産再生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)です。

## ◎貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

45ページをご覧ください。

## ◎貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
貸 出 金 償 却	4,435	162

## 信用金庫法施行規則に基づく開示項目

開示項目	掲載頁
<b>1 金庫の概況および組織に関する事項</b>	
①事業の組織	25
②理事・監事の氏名および役職名	24
③会計監査人の氏名または名称	35
④事務所の名称および所在地	22～23
<b>2 金庫の主要な事業の内容</b>	18
<b>3 金庫の主要な事業に関する事項</b>	2
(1) 直近の事業年度における事業の概況	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	2
①経常収益	
②経常利益または経常損失	
③当期純利益または当期純損失	
④出資総額および出資総口数	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高	
⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率	
⑪出資に対する配当金	
⑫役員数(うち常勤役員数)	
⑬職員数	
⑭会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	36～37
①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益および業務粗利益率	
イ. 業務純益	
ウ. 総資産経常利益率	
エ. 総資産当期純利益率	
オ. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	
カ. 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	
キ. 受取利息および支払利息の増減	
②預金に関する指標	37
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	38～39
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	
イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ウ. 預貸率の期末値および期中平均値	
エ. 貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳	
オ. 使途別の貸出金残高	
カ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	
④有価証券に関する指標	39
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	
ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式および外国証券その他の証券の区分をいう。)の平均残高	
エ. 預証率の期末値および期中平均値	

開示項目	掲載頁
<b>4 金庫の事業の運営に関する事項</b>	
①リスク管理の態勢	8
②コンプライアンスの態勢	9
③中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組状況	10～11
④金融ADR制度への対応	7
<b>5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況</b>	29～35
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	49
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況	41～48
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
①有価証券	40
②金銭の信託	40
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ございません
(5) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	45
(6) 貸出金償却の額	49
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	35
(8) 財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認・署名	35
<b>6 報酬体系について</b>	35

## 「自己資本比率規制 第3の柱」に基づく開示項目

開示項目	掲載頁
<b>単体における事業年度の開示事項</b>	41～48
①定性的な開示事項	
②自己資本の構成に関する開示事項	
③定量的な開示事項	

## 金融再生法に基づく開示項目

開示項目	掲載頁
<b>金融再生法開示債権</b>	49



編集・発行

釧路信用金庫経営企画部

〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地

TEL 0154-23-9030

ホームページ: <https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>

**UD FONT**  
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に  
基づき、より多くの人へ適切に情報を伝え  
られるよう配慮した見やすいユニバーサ  
ルデザインフォントを採用しております。